

第1章 現地におけるビジネス関連法令の概要および整備の状況について

ビジネスに関連する法令は多数に及ぶが、特に重要と思われる、民法（財産法、契約法）、会社法、知的財産関係法（知的財産法、特許法、意匠法、商標法、著作権法）、競争法（独占禁止法）、投資関係法（投資法、有価証券市場法）、特別な契約法（労働法、消費者保護法）、その他これらの関連法（個人情報保護法、土地法）について調査を実施した。

以下では、法令ごとに、概要と整備の状況について述べる。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

1 民法（財産法、契約法）の概要と整備の状況

（1）概要¹

（構成）

モンゴル民法典は、2002年に制定された。以降、細かな改正を繰り返しながら現在に至る。モンゴル民法典の全体構造は、次のとおりであり、6編、63節、552条から成る。

構成は主に総論と各論と分けるいわゆるパンデクテン方式である。モンゴル民法典の見出しは次のとおり。

第1編 総則

第1章 民法関係及び法令（1条～13条）

第2章 民法の権利義務の主体（14条～38条）

第3章 法律行為（39条～70条）

第4章 民法における期間（71条～82条）

第5章 有体及び無体財産権（83条～185条）

第2編 義務

第1章 通則（186条～242条）

第3編 契約法

第1章 所有権移転に関する債務（243条～286条）

第2章 占有及び使用権移転に関する債務（287条～342条）

第3章 役務及び提供に関する債務（343条～486条）

第4編 非契約上の義務

第1章 法による義務（487条～496条）

第2章 不法行為による義務（497条～514条）

第5編 相続（515条～538条）

第6編 国際民事法（539条～552条）

第1章 総則

（概要）

「総則」においては、権利義務の主体（人、法人）、法律行為、時効、代理、物件、担保権について規定されている。

「義務」においては、債権法のうち、債権総論について規定されており、契約の成立要件、解除等が定められている。

「契約」においては、債券各論が規定されている。とりわけ、債権各論の規制が充実し

¹ モンゴル民法典の全体構造については、「モンゴル民法典の全体構造(1) (民法改正特集)」、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 54(4)、321-336、2010-03、「モンゴル民法典の全体構造(2)」、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 55(3・4)、461-478、2011-03 に詳しい。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

ているのが日本と異なるところであり、売買、交換、贈与、消費貸借、請負、雇用、委任といった日本民法典においても重要な契約だけでなく、農地リース、旅行、運送、問屋、倉庫保管、銀行保証といった、日本では商法で規定されている商行為にあたるような契約についても、民法の典型契約として規定されている点に特徴がある。この点は、モンゴル国においても問題として意識されており、モンゴルには商法典が存在していないことから、2016年ころから、商法典を制定する動きがモンゴル国立大などを中心として高まっているところである。

「非契約上の義務」においては、不法行為、不当利得等が規定されている。

「相続」においては、相続関係について規定されている。なお、家族関係については、別途家族法が存在することから、民法典には規定されていない。

「国際民事法」においては、国際間の法適用等、すなわち国際私法分野に関して規定している。

モンゴル民法典は、ドイツの支援により制定された経緯があり、その構成や内容はドイツ法に類似していると一般的には理解されている。したがって、同じくドイツ法を継承している日本法とも類似点が多く、日本人にとっても比較的理解しやすいといえる。ただし、民法典中の「相続法」規定（および「家族法」）については、ドイツ法ではなく、旧ソ連法を継承していると一般的には理解されており、実際に、旧ソ連法の要素が強い。

（関連法令）

モンゴルにおいては商法典が特別法として存在されず、商人間の契約等についても、民法典に含まれている。しかし、商法に対する条文と民法に対する条文が必ずしも明確に区別されていない。それに、モンゴルの研究者たちはモンゴル民法（以下「民法」という。）から商法に該当する条文を区別する研究などを行っている。

財産法について、民法のほか2018年に制定された「財産権登記法」が主な法源となっている。財産権登記法は財産法に関する実体法の機能を果たしつつ、手続法の機能を有する。財産権登記法は登記による財産権を生じさせる目的の特別法であるため、不動産に関する条文がほとんどを占める。

財産権に関して、重要なものとして土地法（2002年制定）が挙げられる。土地法には土地に関する政策や行政機関の権限及び土地財産権を取得する手続等が定められている。国家政策として、土地の財産権を所有権、保有権（占有権）、利用権と大きく3つに区分しており、土地所有権に関してはモンゴル国籍を有する自然人のみが、家庭用の目的で、地域によって0.07～0.5haの土地を所有できる（モンゴル国民に対する土地所有に関する法7条）。

土地の保有権（占有権）とは、モンゴル国籍を有する自然人またはモンゴル法人が法律による要件で一定期間に土地を支配する権利をいう（土地法3条1項3号）。土地保有権には、所有権とほとんど類似する財産的支配関係が認められている。土地利用権は、外国

人及び外国法人が土地を法律どおりに利用する権利である（土地法3条1項8号）。

（民法の権利義務の主体）

民法の権利義務の主体は、自然人、法人、法人資格なき機関である（7条1項）。自然人には、モンゴル国民、外国人、無国籍者を含む（7条2項）。つまり、モンゴルにおいて、外国人は、民事法上有する権利義務はモンゴル人と異なる。唯一の違いは、前述の土地法による土地に関する財産権に関するもののみである。これは、モンゴル国憲法において、土地を所有できるのはモンゴル国民としていることに基づく。

なお、モンゴルでは土地とその上に建てられた建物の登記が別々となっているため、建物は土地と別個独立した不動産として扱われている。建物を所有する主体に対しては、前述の憲法の制約は及ばず、外国人であっても特に制限がない。

（法律行為）

民法における法律行為とは、法的な結果を生じさせる意思表示である。大陸法の国と概念がずれるところが多い。しかし、法律行為及び契約を締結する際、法律により書面で作成し、公証人により公証させる要件が求められる法律行為が少なくない。特に、不動産に関する法律行為は必ず書面に表示され、公証人により公証されなければならない。

2011年12月15日の改正により、電子法律行為の条文が追加された。同改正により、法律により登記する又は公証人により公証させること以外に、法律行為に関して電子的に契約を締結することができるようになった。しかし、この条文が実務においてはうまく施行されていない。その理由として、電子契約を締結するためには電子署名が要件として求められる。しかし、電子署名の普及は国民に行きわたっておらず、また、電子署名は国家機関により発行されることとなっているが、その申請手続も現時点²では明確に定まっていないことがあげられる。

（民法上の時効期間）

民法における一般消滅時効は10年間である。しかし、民法上、特別の短期消滅時効が適用されるものが多い。

短期消滅時効として、契約の債権債務に関する消滅時効は3年間である。

不法行為に関する消滅時効は5年間である。

不動産に関する契約の消滅時効は6年間である。

これ以外に、民法各論には、典型契約に関する特別の消滅時効も規定されている。前述したようにモンゴルでは商法典が特別法として制定されていないが、民法典には、「事業者である場合」という条件付きで短期消滅時効を規定しているものもあり、この点について

² 2022.2.2 現在。

でも注意が必要である。

(契約の解除)

債務者が債務を履行しなかった場合、債権者は原則として直ちに契約を解除することができない。原則として、再履行のために期間を延期することが民法により義務付けられている。なお、債務履行期間を延期しなかったが、債務履行を猶予した場合、それを履行期間の延期と同視する規定が存在する（第 225 条 2 項）。

(有体及び無体財産権)

民法において物的財産は、有体物である。非物的財産は、無体物である知的財産と債権を意味する。

物的財産は、動産と不動産に分類される。

不動産は、土地及び土地から離れると物理的社会的に利用できなくなる物をいう。

不動産に該当しない他の財産を、動産という。

土地に関する関係が「土地法」（2002 年制定）により調整されている。

登記³が要求される物的財産には「財産権登記法」（2018 年制定）が適用される。

その結果、不動産の権利移転は登記に従うため、不動産については「財産権登記法」が重要な法律である。

知的財産に関する関係には 2020 年に新しく制定された知的財産法が適用される。

民法においては、財産権の移転には、意思表示（契約）だけではなく事実行為も必要とされている。

事実行為は、動産の場合その財産の占有を譲渡する行為であり、不動産の場合は登記である。したがって、例えば、不動産所有権の移転に関して、登記されることが所有権移転の要件となっており、契約だけでは所有権は移転しない。さらに、登記が必要とされる財産権移転の場合、先に契約を締結した者より、先に登記を行った者が優先する。しかし、権利の譲受人が悪意である場合この限りではない（登記が権利移転要件）。

(2) 財産法

(総論)

財産法については、第 1 編「総則」中に、第 5 章「有体及び無体財産権」として、有体及び無体財産（83-88 条）、「占有権」（89-98 条）、「所有権」（99-152 条）、「担保権」

³ ここでは「登記」の表現を用いるが、以降の記載においては、同じことについて「登録」という表現を用いる場合もある。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(153-185 条) が定められている⁴。

ただし、一般的な規定であり、具体的にビジネスを行うにあたっては、不動産所有等については「土地法」、担保については「動産及び無体財産担保法」、「不動産担保法」等の規定を確認する必要がある。

(有体及び無体財産権)

人または法人の支配下にある物を財産という (84.1.)⁵。財産は、不動産と動産に区別される (84.2.)。土地の定着物是不動産である (84.3.)。土地と土地の定着物以外の物は動産である (84.4.)。債権、知的財産権は無体財産である (84.5.)。土地に付属し分離できない状況で固定された建物、建造物等は、土地の基本的構成物である (85.2.)。

(占有権)

占有意思をもって、権利、物を法律上正当に自己の支配下に置くことにより、占有権が発生する (89.1.)。他人のために支配下に置く場合には、その他人にも占有権が生じる (間接占有) (89.2.、89.3.)。財産を法律上正当に占有しまたは占有権を有することが明白な者を誠実な占有者とし、誠実な占有者は占有喪失から 3 年以内に占有物の返還請求ができる。また、占有権者は、占有権に基づく妨害排除請求ができる (90.1.、90.2.、92.1.)。占有権者が占有を喪失し、所有者または法律上正当な占有者がその権利を他人に譲渡した場合、占有権は終了する (96.1.)。所有者または法律上正当な占有者が、占有権者に対し、正当な根拠のある請求を行なった場合、占有権は終了する (96.3.)。

(所有権)

⁴ 詳細な条文の翻訳をここで掲げることはしない。個別の条文を参照する場合には、「モンゴル民法典・試訳(1)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 53(1・2)、83-93、「モンゴル民法典・試訳(2)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 53(3)、161-182、2008-12、「モンゴル民法典・試訳(3)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 53(4)、551-568、2009-03、「モンゴル民法典・試訳(4)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 54(1)、171-187、2009-06、「モンゴル民法典・試訳(5)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 54(2・3)、161-199、2009-12、「モンゴル民法典・試訳(6) (民法改正特集)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 54(4)、361-399、2010-03、「モンゴル民法典・試訳(7)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 55(3・4)、647-664、2011-03、「モンゴル民法典・試訳(8)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 56(2・3)、299-339、2011-12 が、2021.1.1 現在 WEB 上で入手可能な文献である (ただし、379 条「旅行契約」まで)。本稿では条文を引用する際、これらを主に参照し、一部の文言を原文に即して修正した。

⁵ 以下第 1 章の 1 における () 内の番号は民法の条文番号。

所有形態として、公的所有および私的所有がある（99.1.）。公的所有とは、国、地方、宗教団体、公共の用に供するための所有である（99.2.）。私的所有とは、個人所有と共同所有である（99.3.）。

所有権者は、法律に別段の定めがないかぎり、国、県、首都、郡、区、個人または法人である（100.1.）。所有権者は、法律・契約による他人の権利を侵害せず、法律で定められた範囲内で、所有物を自由に占有、使用、処分し、侵害から保護される権利を有する（101.1.）。

土地については、モンゴル国民が所有する土地をのぞき、国有とする（102.1.）。土地所有権者は、所有土地を他人に使用させる場合、その目的を定め、他の目的で使用することを禁ずる（102.3.）。所有権者は、所有権に基づく返還、妨害排除、妨害予防請求ができる（106.1.、106.2.）。

不動産の場合、所有権者には特別の規定が存在する。

不動産所有権の移転は、国家登録時に生じる（109.1.）。不動産所有権を移転する法律行為は、所有権移転の原因を明記した文書の公証を受ける（109.2.）。不動産の所有権移転者が真の所有権者ではないのに国家登録に所有権者として登録されていた場合、所有権取得者が当該不動産の所有権を取得する。ただし、所有権取得者が、権利移転者が所有権者でないことを知っていた場合を除く（不動産の善意取得。109.3.）。法律行為に基づいて不動産所有権を移転した場合、当該法律行為を不動産登録機関に登録したことにより、新所有者に所有権が移転し、前所有者の所有権は消滅する（110.1.）。

動産所有権の移転は、占有移転時に生じる（111.1.）。ただし、代金支払を所有権移転の条件とする合意がある場合には、代金をすべて支払ったときに、所有権が移転する（112.1.）。

なお、無体財産所有権については、法律の定めがない限り、知的財産を創造した者の所有権は、その財産を創造したときに発生する（122.1.）。

公共目的の集合住宅の所有権についても、特別の規定が存在する。

公共目的の集合住宅の建物内の住居や区画は、共用部分を除き単独所有することができる（142.1.）。集合住宅の共用部分は集合住宅の所有者の共有となる（142.2.）。その持ち分は、各区分所有権の持分割合で決する（142.3.）。集合住宅の所有権は、法律または法律行為に基づいて発生する（145.1.）。その法律行為は公証のうえで国家登録する（145.2.）。その結果所有権を取得する区画は国家登録する（145.3.）。共益費の未払いなど重大な違反をした住宅所有者に対し、他の住宅所有者は、管理組合の構成員から除外し、住宅所有権を他人に移転させることを請求できる（149.1.）。

他人の土地に建造物を建設する権利については、特別の規定が存在する。

他人の所有地上に建造物を建設する権利を取得した者は、その権利を原則として自由に処分する権利を有する（150.1.、150.6.）。同権利は、一定の期間を定め、その期間は99年以内でなければならず、同権利を期間前に終了させる条件を定めた法律行為は無効であ

る (150.3.)。ただし、定められた使用料を2年以上未払いであった場合には、土地所有者は同権利を終了させることができる (150.7.)。使用料は、10年ごとに更新する旨合意することができる (150.8.)。同権利終了時に、土地所有者は、建造物の代金支払義務があり、建造物所有者は建造物の収去権を有しない (150.9.、150.12.)。

建造物を建設する権利は、国家登録する (150.13.)。建造物に対して同権利者との間で第三者が賃貸借関係その他の関係に入っていた場合には、同権利の終了により、土地所有者が新たに契約当事者となる (150.16.)。

(担保権)

担保の対象となるのは、動産、不動産、その他他人に所有権移転できる財産権である (154.1.)。担保の対象は、他人の所有する財産でもよい (154.3.)。将来発生する財産でもよい (154.4.)。一つの担保の対象が複数の者により担保された場合、担保契約が成立した順番で請求権が確保される (154.5.)。

担保権設定契約は書面で行う (156.1.)。

不動産担保設定契約の場合、国家登録し、設定契約書には、当事者の名前、居住地、被保全債権とその金額、義務の期間、担保の対象と所在地、価額を記載する (156.2.)。これらの要件を満たさない担保権設定契約は無効である (156.3.)。

担保権設定契約は、当事者の一方の求めで、公証することができる (156.4.)

担保権者は、義務の不履行があった場合、担保物を売却するなどして、請求を充足できる (158.1.)。この売却手続は、原則として競売の方式をとる (159.1.)。

特に、不動産担保については、特別の規定が存在する。例えば、別段の定めがない限り、債務者が債務の全部または一部を履行しない場合に不動産所有権を移転することを合意した法律行為は無効となる (171.3.)。

住宅抵当権 (不動産担保・住宅ローン) について、詳細な規定がある (165.以下)。以前は、住宅不動産担保の有効要件として国家登録が必要であったが、廃止された (旧 162.1.)。

住宅抵当権は、債権額、利息、支払期限等を定めた文書を抵当権設定者と債権者および債務者との間で共同して作成し、国家登録する (166.2.)。

債権者の権利保護規定として、以前は、住宅抵当に入れられた不動産の所有権を第三者に譲渡する取引を行う場合、所有者は債権者から許可を得る義務があった (旧 170.6.)。この規定は、憲法違反であるとされ、2017年12月6日付け憲法裁判所判決第1号によって無効とされた⁶。抵当不動産を使用せず、他人の所有に移転せず、その他第三者に権利を与

⁶ 2016年、抵当権者によるアパートの自由譲渡を規制する (具体的には債権者の同意を要求する) 民法及び不動産担保法の違憲判決が憲法裁判所でなされた。その際、市中銀行等

からは、この判決は不都合であるとのキャンペーンが展開され、低利の住宅ローンの設定が中止される事態となり、国民からの不満が高まる事態となった。

また、日系の資本が投入されている現地の銀行担当者、在留邦人の一部からも、「抵当に入っているアパートを自由に譲渡できるというモンゴルの憲法裁判所の判断はおかしい。そのようなことがまかり通ると、債権者が債権を回収できなくなる。不当な内容の判決である。」との訴えがあった。

このような日系企業や邦人等の要請を受けて、在モンゴル日本大使館としても、本判決に対して何らかの対応を取るべきかどうかの検討がされたと聞き及んでおり、大使館からこの点に対して著者に意見聴取されたことがあった。

その際には、著者は、基本的には妥当な判決であるとの見地から、次の意見書をもって回答している。

【不動産担保法に関するモンゴル憲法裁判所の違憲判決に関する意見書（2016年1月8日付け）】

憲法裁判所判決要旨（別紙）を検討したところ、国際的な法解釈として問題はないものと思料します。

（理由）

1) 抵当権の本質

不動産担保法が規定する担保権は、日本の抵当権類似の権利であるところ、抵当権は、設定者（一般的には金の借主）が自由に不動産を利用・処分できる点に本質がある。このような考え方は、モンゴル民法が承継するドイツ、フランス等の大陸法に共通するものであり、本違憲判決が国際的に特殊なものとはいえない。むしろ、世界標準に合わせていると言える。

（以下は、さらに本違憲判決を検討した内容です）

2) これまでの実務

これまでのモンゴルにおける不動産登録実務においては、抵当権が設定された不動産は譲渡の登録ができなかった。「抵当権が設定されていないことの証明書」は、不動産を担保にして銀行から金を借りる際に必要な書類であり、不動産購入の際に抵当権付でないことを確認するための書類ではない。抵当権付きの不動産は絶対に登録できない。購入予定の不動産に抵当権が設定されていることはありえないことから、安心して取引が行われていたといえる。

本判決は、抵当権付き不動産であっても自由に譲渡できると認めたものであり、これまでの法令・規則では対応しきれない。新たに重要ルールの創設（抵当権の登録方法、抵当権の公示方法など）が必要となる。

3) 不動産質と譲渡担保

なお、モンゴルには、日本の不動産質のように、占有を債権者（貸主）に移して不動産を担保に取る内容の法制度はない。不動産の占有を保持したい債権者は、不動産質類似の契約を締結するか不動産譲渡担保設定契約をするかして契約上の担保を創設するほかない。しかし、これらの特約は登録することが不可能であり、当事者間（債権者・債務者間）では契約が有効であったとしても、これを第三者に対抗できない点でリスクがある。

4) 実際の問題点

本件違憲判決により、次の問題が生じている

4-1) 判決の実効性確保

現実には、登録局の手続は抵当権付き不動産の譲渡に対応していない。したがって、現状では、本違憲判決によっても、直接に、抵当権付き不動産の権利移転手続を完成させることはできない。実際に登録局で抵当権付き不動産譲渡が認められるまでには、法改正や規則の制定が必要であると思われる。

4-2) 経済発展に対するブレーキ

多くの国民は、憲法裁判所の判決後に利息が安い住宅ローンが停止したことに対する不満を持っている。

また、銀行は、本違憲判決によりこれまで評価してきた不動産の担保価値が変動することによる不満を持っている。つまり、抵当権付き不動産の流動性が高まること、抵当権付き土地上に建物を建設する場合のように不動産の利用が可能になることから、新たに当事者以外の第三者が登場して紛争が生じたり、原状回復が困難になったりする可能性がある。その結果、一般的には担保価値は低下する。銀行としては、抵当権付き不動産の譲渡等に関する手続的な対応がなされるまで不動産担保による融資を凍結するといのは、極めて合理的な考え方である。

なお、今回の憲法裁判所の違憲判決が、国民だけでなく銀行をはじめとする企業の反発を買い、社会経済に悪影響を与えたことはそのとおりだと考えられるが、違憲判決というのは、そもそも政府の行政・議会の立法などに対してブレーキをかけるものであり、一部の、憲法裁判所が状況を悪くしたという見解は的外れである。憲法裁判所が設置されていること自体、このような状況が生じることを予定しているからである。

5) 今後の流れ・その他

5-1) 憲法裁判所の判断と、これまでの不動産担保の実情、いずれも理論的に明らかにおかしいわけではない。いずれの説もとらう。

5-2) モンゴル国法務省は、すでに憲法裁判所の本件判断に合致する不動産担保法の作成に入っているとの情報がある。

5-3) 憲法判断に対して、社会経済の流れに水を差すからおかしいという見解がある。しかし、これは、憲法裁判所の役割を理解していない見解である。

5-4) 不動産担保法によらなくても、当事者間で、譲渡禁止、建設禁止の特約を結ぶなど

して現状と同内容の担保物の保持を試みることも考えられる。しかし、こういった特約による解決は、当事者間のみ有効であり第三者に対抗できないこともあって、銀行の支持を得られないようである。

別紙 憲法裁判所の違憲判決の要旨

I. 国民A. バザルからの訴状内容

憲法では国民の所有権・財産権を認めており、財産の自由な処分、他者からの侵害の否定を認めており、民法第1条1項2、第101条1項は、憲法第16条3項の所有権の内容を詳細に規定するものである。

1. 抵当権のついた不動産物件は、その所有者が変わっても、抵当権が終了するわけではないので、物件の新所有者に対して引き続き権利を行使できる（民法169条1項、不動産担保法28条1項）。このため、不動産物件の第三者への移転が、抵当権に抵触することはなく、抵当権者の許可を必要とすることによって財産権、処分権を制限することとなる。複数の抵当権のついた物件において、抵当権者の許可を必要とすることで、財産の移転が煩雑となり、また、これにより購入者が検討に慎重となることで、物件の評価額が下がる。不動産物件は高額な融資の担保となることから、極めて長期間債権者に関与される状況が発生する。右は、所有者の財産権を侵害する要素となる。このため、不動産所有権を他者に移転する際に抵当権者の許可を求める民法、不動産担保法の該当条項は、憲法第16条3項の「不動産を所有する権利を有する」に反する。

2. 所有者は、不動産に複数の抵当権を設定する権利を有し、抵当権者は、抵当権を設定した順番に権利を行使出来る（不動産担保法第33条2項、民法第158条5項）ことから、複数の抵当権を設定することは、既存の抵当権者の権利を侵害しないことから、複数抵当権の設定を阻害することは、財産権の侵害となる。不動産評価額に占めるローン残高の割合が低ければ、複数抵当権を設定可能な需要は十分存在しており、許可を必要とすることで資金調達をする可能性を制限することとなる。

3. 不動産担保法の、賃貸に際して抵当権者の許可を必要とする条項により、所有者に対して抵当権者が手数料を要求し、許可を出さないことで資産を活用できない、期待できる賃貸料収入を得られない悪弊が発生している。民法では、所有者が物件の価値を低下させないための適切な管理等を要求する抵当権者の権利を定めているところ、右の保護に必要不可欠でない、所有者の不動産の第三者への利用・占有させる権利を制限する民法及び不動産担保法の該当条項は、憲法第16条3項に違反。

4. 不動産担保法第56条1項に、所有者が抵当権者の許可をもって私有地に建物の建設が出来るとしていることは、同様に所有者の処分権を制限するものであり、右に関連する民法及び不動産担保法の関連条項を含め、憲法第16条3項に違反。

政府の実施する低金利住宅ローンにより、多くの国民が不動産を保有するようになった

が、上記のとおり財産権を侵害されていることから、民法・不動産担保法の該当条項を無効化願いたい。

II. 議会の主張

民法及び不動産担保法関連条項は、憲法該当条項に違反するものではない。

III. 憲法裁判所小法廷判断

【根拠】

1. 財産権は所有者の基本的権利であり、所有者は自由に所有、利用、処分し、如何なる侵害からも保護される。右が制限されるのは他者の権利を侵害する等の限られた場合のみ。
2. 不動産所有者は、抵当権のついた物件の他者への移転、賃貸、無料での一時的な利用のための占有、複数の抵当権の設定、新規建物の建設等の権利を有し、これにより抵当権者の権利を侵害することはない。右は不動産の所有、占有、移転にかかわらず、抵当権は行使可能であるからである。また、複数の抵当権の設定は、優先的に権利を行使可能な既存の抵当権者の権利を侵害することはない。
3. 民法第 171 条 1 項の、「抵当権つきの不動産の利用、移転、その他の形で第三者に権利を付与することを禁止する義務を課す全ての契約は無効である」との定めは、所有者の権利を保障する規定である。また、同条 2 項で、抵当権つき物件の所有者の第三者との契約の有効性を抵当権者に依存すると規定したことは、同条 1 項に矛盾する内容であり所有者の権利を不当に侵害するものとみなすことができる。

【判断】

民法及び不動産担保法の関連条項は違憲であり、憲法裁判所訴訟法に基づき、10月7日より効力を停止する。

IV. 上記判断に対する議会決議

小法廷の判断は受け入れられない。

V. 憲法裁判所大法廷

【根拠】

1. 抵当権つき物件につき、抵当権者の許可なく他者への移転、複数抵当権の設定、建物の建築することは、抵当権者の権利を侵害するものではなく、担保物件の利用、保護、監督、保全については民法及び不動産担保法で規定。
2. 民法及び不動産担保法において、抵当権者に有利な条件を付与することで、民事上の当事者の法的権限の平等原則及び憲法に規定する所有者の基本的権利が侵害されている。
3. 小法廷判断に対する国家大会議議決には、同判断を受け入れることができない根拠が示されていない。
4. 小法廷判断には根拠が認められる。

【判決】

えない義務を不動産所有者に負わせる内容の法律行為は無効である（171.1.）。

（国家登録）

不動産の所有権およびその他の関連する財産権は、国家登録される（182.1.）。

法律行為に基づいて不動産を取得した者が、前主の国家登録の内容に誤りがあることを知りまたはその登録に誤りがあると主張した場合をのぞき、国家登録の内容は真実なものとみなす（183.1.）。

（3）契約法－債権総論および契約総論

（総論）

契約法については、第2編「義務」中に、債権総論および契約総論に関する次の内容が定められている。「総則」（186-194条）、「契約の締結」（195-199条）、「標準契約約款」（200-202条）、「第三者のための契約」（203条）、「契約の解除」（204-205条）、「義務の履行」（206-218条）、「債務不履行」（219-227条）、「損害賠償」（228-230条）、「義務履行の確保」（231-235条）、「義務の終了」（236-240条）、「多数当事者の義務」（241-242条）。

（総則）

契約当事者は、法律の範囲内で、自由に契約し、自らその内容を定めることができる（189.1.）。なお、特別許可に基づく契約（許認可を要する事業等に関する契約）は、関係機関から特別許可を取得した時点で有効となる（189.3.）。

契約の解釈にあたっては、その文言の直接の意味によって理解する（198.1.）。意味不明な内容については、他の条項、一般的な契約内容を考慮して判断する（198.2.）。契約の文言が、地方の事情により異なる内容で解釈できる場合には、当事者の居住地の慣行、別の居住地の場合は承諾の意思表示者の居住地の慣行により解釈する（198.3.）。相互に矛盾したり多義的な文言の場合は、合理的に契約内容を解釈する（198.4.）。それでも契約内容が確定できなければ、総合的に契約締結外の事情や慣習、事業における慣行などを総合的に考慮して判断する（198.6.）。

（契約の解除）

契約の解除については若干の問題がある。204条は、契約の解除について規定するが、

-
1. 民法及び不動産担保法の関連条項は違憲であり無効とする。
 2. 小法廷判断にかかる国家大会議決議を無効とする。

（了）

この条文は、契約の解除だけでなく、長期的な契約の取消しについても定めたものとして理解されている。モンゴル民法典の契約解除の手続は比較的厳格であり、契約の解除にあたっては、注意が必要である。

契約解除の方式は次のとおり。要するに、一定の期間を定めて解除を警告し（204.1.）、その後、期間終了までに最終的な解除通知を行う必要がある（204.1.）。解除の効果として、相互に受領した物、取得した利益等を返還する義務が生じる（205.1.）。

- ① 解除の意思表示（解除の猶予期間）を相手方に通知する（204.1.）。
- ② 法律または契約に別段の定めがない限り、契約の解除までの期間は、解除を提案しなかった当事者によって決定される。この期間内に解除の通知がない場合、その者は契約の解除権を喪失する（204.2.）。
- ③ 法律または契約に別段の定めがない限り、当事者の一方が契約を解除した場合、両当事者には、契約により引渡したのものについては現状のまま、契約を履行したことから取得した利益についてはその利益を、相互に返還する義務がある（205.1.）。

（義務の履行）

義務の履行に関しては、以下の条文に注意が必要である。

双務契約による義務履行者の一方は、先履行義務がある場合を除き、相手方の義務が提供されるまでの期間、履行を拒絶できる（209.1.）。

この規定については、同時履行の抗弁権を定めているようにも思えるが、異なる。実務上は、履行拒絶により履行義務が消失し、225条（209条の手続規定）の解除の効果が生じるとされている。この点について、モンゴル民法典は、履行拒絶と解除を区別せずに理解していると考えられる（225条の項も参照してください）。

金銭支払義務は、モンゴル国の通貨で履行する（217.1.）。ただし、法律で禁止されない限り、外国通貨で義務履行することができる（217.2.）。

*国内通貨の支払に関する法律

以上の民法217.2条の規定にも関わらず、国内通貨の支払に関する法律（2009年7月9日制定）が存在し、国内での通貨支払については、モンゴルトゥグルグ（以下「MNT」という。）での支払が義務付けられている⁷。

⁷ 「国内通貨の支払についての法律」（要約）

第1章 一般規定

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、モンゴルの領土内の商品、作品、サービスの価格を国家の通貨であるトゥグルグで表示すること、支払いの関係を規制することである。

第2条 この法律について

(債務不履行に基づく損害賠償請求)

債務不履行により生じた損害について、債権者には、債務不履行に基づく損害賠償請求権が認められる(219.1.)。

弁済期等の義務履行期間を徒過した場合、債権者は、債務者に対し、猶予期間を定める。その期間内に義務が履行されない場合、損害賠償請求権が発生する(219.2.)。ただし、猶予期間を定めても損害が発生することが明らかであり、かつ、債権者が損害賠償請求権を行使することが両当事者の利益となることが明らかである場合、義務履行期間は与えなくてもよい(219.3.)。あらかじめ、故意の債務不履行に基づく損害賠償義務を排除する合意は、無効となる(219.4.)。金銭支払義務の債務不履行の場合、債務者は債務不履行の期間に対応する利息の支払義務がある(222.5.)。

2.1. 国の通貨の支払に関する法律は、モンゴル憲法、中央銀行法(モンゴル銀行)、通貨規制法、本法およびそれに準拠して制定されたその他の立法で構成される。

2.2. モンゴルが締約国である国際条約がこの法律以外に規定する場合、国際条約の規定が優先する。

第2章 国内通貨の支払

第4条 国の通貨の使用

4.1. モンゴルの領土における商品、作品、およびサービスの価格は、国の通貨でのみ表示および決済される。

4.2. 国および地方予算に対するまたは予算から資金提供される支払いは、国の通貨でのみ行われるものとし、外貨で行うことを禁止する。

4.3. モンゴルの法律における手数料および債務の金額を決定する際には、トゥグルグでのみ表示されるものとする。

4.4. 預金、ローン、同様のサービスおよびデリバティブに関連して銀行およびノンバンクと締結される契約は、外貨で表示され、それらの履行は外貨で行うことができる。

第3章 法執行機関の監視

第5条 法の施行を監視する組織

5.1. 銀行以外の法人および個人は、モンゴル銀行の検査官、金融規制委員会の検査官によって監督される。

5.2. モンゴル銀行、財務を担当する国家の中央行政機関および金融規制委員会は、決定に基づいてこの法律の実施に関する共同検査を実施することができる。

第6条 違反者の責任

6.1. この法律に違反する公務員の行為が犯罪とはならない場合であっても、同人は公務員法で定められた責任の対象となる。

6.2. この法律に違反する個人または法人は、刑法または行政処罰法で定められた責任の対象となる。

(債務不履行に基づく解除)

正当事由（不可抗力等）がある場合、継続的契約の当事者は、契約終了期間を待つことなく、契約を解除できる（221.1.）。契約上の義務違反が契約の終了原因となるのは、本法219.3、225.2条に定める損害賠償をする場合または催告期間内に契約を終了させる場合のみである（221.3.）。契約の終了事由がある旨を通知した後、相当の期間内に契約を解除することができる（221.4.）。

債務不履行が債務者の過失によらない場合、債務不履行とはみなさない（222.2.）。債務者が債権者の同意なしに、期間前に債務を履行した場合、債務不履行とみなす（222.8.）。

債務不履行に基づく契約解除についての規定がある（225条）。これは、209条の手続規定であるとされていることはすでに述べた。

債務不履行があり、かつ、猶予期間内に債務が履行されなかった場合、契約を解除できる（225.1.）。猶予期間を定めていなかった場合、事前の催告により、猶予期間を定めたものとみなす（225.2.）。

契約解除が禁止されるのは、次の場合である。①軽微な義務違反、②契約を解除できない特約がある場合、③債権者の過失による債務不履行である場合、④債権者の解除に関わらず債務者が反対請求できるような場合（225.4.）。

また、将来、解除原因が生じることが明らかな場合は、履行期前に、債権者は解除できる（225.5.）。

さらに、契約解除は、債務者側からも可能である。債務者側からの解除については、債務者が自由に猶予期間を定めることができる（225.6.）から、実際には債務者側からいつでも解除可能である。

解除までの猶予期間について、次の場合には猶予期間を定めて事前通知する必要がない。①債務不履行が明らかな場合、債務不履行があるが、猶予期間内に債務が履行されることが明らかな場合、③債権者債務者双方にとって利益になる特別な事情があり、契約関係を速やかに解消する必要がある場合（226.）。

(債務不履行解除に伴う損害賠償請求)

債務不履行解除に伴って生じた損害については、債務者に過失がある場合、債権者は損害賠償請求でき（227.1.、227.2.）、債務不履行に基づく損害賠償の範囲は、逸失利益を含むものとみなされる（227.3.）。債務者が自己の所有、占有、使用、処分可能な権利・財産を移転する義務を履行しなかった場合、債権者は、その権利・財産を債権者に移転させることができ、さらに損害賠償を請求できる（227.4.）。債務者の義務が労務等の提供である場合、債権者はその義務を自らまたは第三者に履行させたいうえで、損害賠償請求できる（227.5.）。

(損害賠償に関する規律)

損害賠償に関する規律として、以下の定めがある。

損害賠償は、相手方の権利侵害を以前の状態に回復することであって、権利侵害を回復できない場合には、金銭により賠償を行う(228.1.)。損害を被った者は、一定期間を定めて損害を回復すべきことを求めることができ、その期間内に損害が回復されない場合には金銭賠償を請求できる(228.2.)。損害が身体・健康に関するものである場合で労働能力の喪失や生活費の増大が生じた場合には、被害者に対して毎月生活の援助に必要な金銭を支払う方法で損害を賠償する(228.3.)。ただし、正当事由があれば、毎月の金銭支給に代えて、一括して損害賠償請求することができる(228.6.)。被害者が専門的な職業能力を有する場合には、その専門的な職業能力を保持する必要性を考慮して、その賠償額を算定する(228.5.)。

損害賠償する範囲の確定にあたっては、被害者の被った客観的な損失のほか、被害状況、損害を与えた者の過失を総合考慮する(229.2.)。

損害が無体財産に関するものである場合、法律に別段の定めがない限り、その賠償は金銭で賠償する(230.2.)。無体財産に関する損害賠償に関しては、被害者の行動によって損害額が拡大した場合には、損害賠償の義務及び範囲の決定において、被害者の過失を考慮する(230.3.)。

(義務履行の確保)

義務履行の確保の手段として、民法では、民事罰、手付、保証、担保、引き受け保障、譲渡担保、法律で規定するその他の方法について定めている(231.1.)。

特に重要なのは、民事罰である。民事罰は、違約罰と遅延損害金のことである(232.4.)。民法では、民事罰については、書面で契約しなければ効力がない(232.3.)。このことは、民法において、債務不履行に基づく損害賠償請求において、契約上、民事罰を支払う定めがない場合には、債権者は民事罰を請求できないと明記されている(232.7.)。したがって、日本のように、遅延損害金(遅延利息)について訴訟等で債務不履行の翌日から自動的に算定されて認められず、あらかじめ契約書等においてその内容を定めておかなければ、遅延損害金は発生しないこととなる。モンゴルの実務上は、遅延利息の定めをあらかじめ1日あたり0.5%(モンゴルでは非常に遅延利息は高額である。)等と定めて契約を締結することが日常的に行われている。このような定めをせずに契約を締結した場合には、遅延損害金の請求は認められない。また、訴訟等で遅延損害金を請求する場合も、訴訟提起の日までの遅延損害金についての請求が認められるだけである(つまり、訴状には、遅延損害金の額を算出して明示することになる。)

契約上定める遅延損害金の額は、債務不履行のあった金額の0.5%を超えてはならないし、その額は、毎日支払うように定めなければならない(232.6.)。つまり、「年〇%」といった方式で規定してはならない。

保証は、債務の履行確保のために、第三者が債務の履行を約束することである
(234.1.)。保証は書面で行う契約である (234.2.)。債務不履行が生じた場合、債権者は、
保証人に対し、訴訟を提起することなく債務の履行請求ができる (234.4.)。保証人は、催
告の抗弁権、検索の抗弁権はない (234.5.)。なお、銀行保証については、別に規定されて
いる (457.以下の規定による。)

譲渡担保は、金銭支払義務の履行の確保のため、あらかじめ債務者の財産を移転させる
契約である (235.1.)。譲渡担保契約において、債務者は、当該担保物の使用权を有するこ
とを定めることができる (235.2.)。譲渡担保設定契約は、書面で行う (235.5.)。

(債務の消滅)

債務は、次の原因で消滅する。①義務を履行した場合、②代替義務を履行した場合、③
更改契約をした場合 (236.1.)。

債権者は、債務者の求めにより、債務が履行済みであることを証明する文書を交付する
義務がある (236.2.)。

領収書の記載についても注意が必要である。領収書には、債務の種類、金額、債務者の
名前、債務の履行場所、期間等を記載する (236.6.)。領収書に、利息が支払済みである記
載がない場合、利息を支払ったものとみなす (236.4.)。分割払いの場合、最終の領収書に
おいて特に記載がない限り、それ以前のすべての債務を弁済したものとみなす (236.5.)。

受領遅滞の場合、債務者は、義務の履行場所の公証役場において、金銭・有価証券につ
いては供託手続を行うことにより、債務を弁済したものとみなす (237.1.)。公証役場は、
供託物を3年間保管する。債権者が期間内に受領しない場合、一定の期間を定めて債務者
に対し供託物を取り戻すよう請求する。期間内に取り戻しが無い場合には、供託物は国庫
に帰属する (237.9.)。

相殺についても定めがある (238.)。弁済期が経過した同種の請求が二者間で相互に存在
する場合、二者間で相殺ができる (238.1.)。また、一方の弁済期が経過していても、
弁済期を経過した債権の債権者が同意すれば、相殺できる (238.2.)。ただし、以下の場合
には相殺できない。①相殺できない旨の事前合意がある場合、②相殺の対象となる財産
が、支払に充てられない財産である場合および生活費である場合、③人の生命・身体に対
する損害賠償債権である場合、④その他法律の定めがある場合 (238.8.)。

そのほか、債務者・債権者間で債務を消滅させる合意がある場合 (239.)、債権者と債務
者が同一人物となった場合、一身専属的な債務について債権者または債務者が行為無能力
者となり、失踪し、失踪宣告がなされまたは死亡した場合、法人が権利を承継せずに解散
し、国家登録が抹消された場合、法律または契約で定めがある場合 (240.)。

(多数当事者の債権・債務関係)

民法は、多数当事者の債権債務関係について、以下のとおり定めている。

連帯債権についての主な規定は次のとおり。連帯債権の場合、いずれの債権者も債権を請求しない場合、債務者は、連帯債権者のいずれかに対して弁済することができる

(241.3.)。連帯債権者の1人が請求を放棄した場合、債務者は、当該債権者に対する負担部分について債務を免れる(241.4.)。連帯債権者の1人が弁済を受領した場合、他の連帯債権者に対しその負担部分を提供する(241.6.)。連帯債権者の負担割合は、別段の定めがない限り、等分とする(241.7.)。

連帯債務についての主な規定は次のとおり。債権者は、自己の判断で、いずれの債務者に対しても履行を請求できる(242.3.)。連帯債務者の1人が債権者に弁済した場合、他の連帯債務者も義務を免れる(242.5.)。連帯債務者の1人がした履行遅滞の効果は、他の連帯債務者に及ばない(242.8.)。連帯債務者各人の負担部分が確定できない場合、法律または契約で別段の定めがない限り、負担部分は等分とする(242.11.)。連帯債務者の1人が債務を弁済した場合、法律または契約で別段の定めがない限り、他の債務者に対して各負担部分を求償できる(242.12.)。

(4) 契約法

(総論)

契約法については、第3編「契約」において典型契約として定められている。いわゆる契約各論部分である。その内容は次のとおり。

売買および交換(243-275)、贈与(276-280)、消費貸借(281-286)、賃貸借(287-311)、ファイナンス・リース、フランチャイズ(312-338)、使用貸借(339-342)、請負(343-358)、雇用(359-368)、労働(369)、旅行(370-379)、運送(380-398)、委任(399-405)、信託(406-409)、仲立・問屋(410-420)、懸賞広告(420-421)、保管(422-427)、倉庫(428-430)、保険(431-444)、信用勘定(445-457)、引受保証(458-465)、勘定決済(466)、有価証券取引(467-475)、事業共同(476-482)、扶養(483-485)、遊興賭博(486)。

これらの内容は、日本では商法に規定されているような契約類型が多数存在している点に特徴がある。また、商法に規定されているような契約類型については、より詳細な内容が別途法令で規定されているものが多い(例；労働契約については労働法、保険契約については保険法、不動産の売買や賃貸借については土地法、その他各種業法等)。

以下では、これらの典型契約のうち、特に重要と思われる、売買、消費貸借、賃貸借、請負、委任について概説する。

(売買)

売買においては、瑕疵担保責任の規定が重要であるので取り上げる。

瑕疵のある財産を売買した場合、民法は担保責任について以下のとおり規定している(253-257)。

瑕疵ある財産の買主には、瑕疵を除去させ、同種の財産または他の財産を代わりに交付させ、または瑕疵修補の費用を請求する権利があり、また、契約解除に伴う請求権がある(254.1.)。これらの請求は、保証期間の定めがある場合はその期間内、定めがない場合には6か月以内に瑕疵が明らかになった場合になすことができる。

買主は、これらの請求を行わない場合には、瑕疵修補に要する金額を減額するよう請求できる(254.2.)。

瑕疵担保責任は、次の場合には請求できない。①受領時点で瑕疵を知っていたか、知ることができた場合。②事業活動を行っている買主が、速やかに検査する義務を履行しなかったとき。③瑕疵が、買主の運搬、保存、使用の手順の違反により生じたときまたは不可抗力により生じたとき(255.1.)。ただし、売主が、瑕疵を知りつつ財産を移転した場合には、買主は瑕疵担保責任を請求できる(255.2.)。

瑕疵ある財産の売買があった場合、売買の当事者はいずれも契約を解除できる。その場合、売主は、損害、費用を賠償する責任がある(256.1.)。

瑕疵担保責任を制限する特約を、当事者間で合意することができる。ただし、売主が故意に瑕疵を隠して売買した場合には、合意は無効とする(257.1.)。

(消費貸借)

消費貸借契約により、貸主は、借主に対し、財産を移転する義務が生じる。借主は、同種、同数、同質の財産を返還する義務を負う(281.1.)。借主が金銭または財産を取得したときに、消費貸借契約が締結されたものとみなす(282.4.)。つまり、消費貸借契約は要物契約である。

消費貸借契約において利息を定める場合、契約は書面で行う。

書面で行わない利息に関する定めは無効である(282.3.)。消費貸借契約を書面で締結していないにも関わらず、債務者が利息を支払った場合において、債務者の側から不当利得として利息を返還請求した場合にこれを否定した事例⁸がある。なお、前述した225.5条⁹

⁸ 債務者からの利息返還請求を否定した判例(モンゴル最高裁判所2017年10月12日判決、001/X T 2017/00149号)。この判例は、「モンゴル民法282.3条は、利息付消費貸借契約を書面で締結していない場合、貸主は、利息を請求する権利を失うとしている。しかし、この条文は、借主が利息を承認して利息を支払った場合において、すでに支払った利息が返還請求する場合には、その根拠にならない。」として、「金銭消費貸借契約を書面で締結していなくても、被告は、原告に支払った利息を返還請求できない。」と判断している。

⁹ 金銭支払義務の債務不履行の場合、債務者は債務不履行の期間に対応する利息の支払義務がある(222.5.)。

について、これを法定利息の規定とし、282.3条の規定は約定利息の規定であると解する見解も存在するが、モンゴル最高裁判所は、「民法 222.5 条は、債権者に対し最低限の損害賠償請求をする権利を法律上与えたものである。」とする一方で、下級審が、利息の定めがないのに年 18%の利率による利息支払義務を認容した判断について、「利息の 1 年額を 18 パーセントを以前の契約に基づいて確定したことは、根拠がなく、不適法であり、民法 222.5 条を正しく解釈しなかった違法がある。¹⁰⁾」と判示して、法定利息であると解するのは困難である。

消費貸借の弁済期は契約の定めによる。弁済期の定めがない場合、貸主の請求後 1 か月以内に弁済しなければならない (283.1.)。消費貸借は利息の有無を契約で定めるが、利息の定めがない場合、借主は弁済期前に弁済できる (283.2.)。利息の定めがある場合、事前の承諾と貸主の承諾を条件として、弁済期前に利息とともに弁済できる (283.3.)。消費貸借の利息は、別段の定めがない限り、年払いとする (283.4.)。弁済期前であっても、借主が弁済できない状態に陥った場合には、貸主は弁済を求めることができる (284.1.)。

286 条は、住宅ローンについて定める。住宅ローン会社は、住宅ローン債務者に対し、不動産担保を提供するように求めることができる (286.1.)。この契約は書面で行われるものとし、書面によらない契約は無効となる (286.5.)。

(賃貸借)

賃貸借契約は、一定期間または期間の定めのないものとすることができる (293.1.)。賃貸借契約が 10 年を超える期間を定めた場合、10 年間の経過後は、いずれの当事者も、相手方に解約を通知してから 3 か月で (ただし、契約等で別段の定めがある場合にはそれによる。)、賃貸借契約を終了することができる (293.2.)。

賃貸借契約の終了原因は次のとおりである (294.)。

①期間が満了した場合、②期間を定めない賃貸借契約の場合で、当事者の一方が契約終了を通知した後に、法律または契約で定める期間が経過した場合、③法律または契約で定めた終了原因がある場合、④正当事由がある場合。

ここで、正当事由がある場合とは、次のような場合である (294.2.1-294.2.4.)。

①一方当事者が過失によって、義務を履行しない場合、②賃貸している住宅が、賃貸人自らまたは近い親類にとって必要となった場合、③賃貸人の市場価格に比して合理的な賃料増額の申出を賃借人が拒否した場合、④その他法律の定めがある場合。

モンゴルでは、「賃借しているアパートが、賃貸人やその家族にとって必要になったから出て行ってくれ。」などと大家に言われることが多いと思われる。日本人からすれば、契約期間内であるのにそのような申出は、不当で自分勝手な申出と考えるのであるが、民法に定めがある正当事由なのである。

¹⁰⁾ モンゴル国最高裁判所 2018 年 6 月 19 日判決、001/XT2018/01008。

契約に定めがない限り、賃貸借契約は、解約の通知から3か月で終了する(294.3.)。賃貸借契約の対象が家具付きアパートである場合、賃貸人は、契約を終了する際に、この3か月前の通知の手順を遵守する義務を負う(294.4.)。ただし、ホテルや公共住宅にはこのような3か月前の解約通知の規定は適用されない(294.5.)。賃貸人は、アパート賃貸借契約を終了する請求を書面で行う(294.6.)。

集合住宅の賃貸借契約について、終了の告知は、賃貸人が書面で行う(294.6.)。

賃借物の返還にあたり、賃借人は、通常損耗についてはそのままの状態での返還できる(295.1.)。

不動産の賃貸借契約の期間満了の場合で、賃貸人が賃貸借期間の延長を拒絶しない場合、期間の定めのない賃貸借契約として延長されたものとみなす(296.1.)。期間の定めのあるアパート賃貸借契約の場合、期間満了の2か月前までに、賃借人は、期間の定めのない契約として賃貸借契約の期間を延長することを書面で請求できる(296.2.)。この場合、294.2条で定める期間の定めのない賃貸借契約の終了原因がない場合、賃借人は契約期間を延長できる。

賃貸人が、賃借人の占有する財産を第三者に所有権移転した場合、賃貸人の権利義務は新所有者に移転する(297.1.)。

賃貸人が、賃借人に対し、目的物の損害賠償請求する場合の出訴期間は、賃貸借契約終了後6か月以内である(298.1.)。

賃貸借契約に関連する以下の場合には、請求は無効である(300.)。①賃貸人が目的物の瑕疵について悪意であったが故意に告知しない場合、賃借人に対する瑕疵に関連する責任追及をする場合、②アパートの賃貸借契約において、契約を終了させる権利が消滅または制限されている場合、③損害を明らかに超える賠償義務を負わせる旨の合意がある場合、④民法の定めがあるその他の場合。

賃貸人は、土地、建物およびアパートの賃借人に対し、その義務の履行を担保するために、当該土地、建物およびアパートに存在する賃貸人の財産を留置する権利を有する(301.1.)。

ただし、賃借人が通常の経済活動を行うために使用する財産および日常生活のために使用する財産については、留置権は消滅する(301.2.)。

民法は、アパートの賃貸借契約について、次のとおり特別の定めをする。

賃貸人が、アパートの建物、部屋等に必要不可欠である工事をする場合、相当期間内に賃貸人に対して事前に通知する義務がある(302.3.)。

アパートの賃借人が、継続して3年間当該アパートを占有し、義務違反がない場合、賃借人は、当該アパートを優先して購入しまたは賃借する権利を有する(303.1.)。賃借人は、賃貸人の承諾により、アパートの全部または一部を第三者に転貸できる(305.1.)。この場合、賃貸人は、正当事由なく転賃貸借することを拒否できない(305.2.)。この場合の正当事由とは、次のとおりである(305.3.)。①賃貸人に、拒否する重大な個人的事由があ

る場合、②アパートの区画を著しく超える転貸借の場合、③法律または契約に別段の定めがある場合。

転貸借期間を定める場合には、元の賃貸借契約の期間を超えることはできない
(305.1.)。転貸借の終了時に、アパートの転貸人の権利義務は、賃貸人に移転する
(305.6.)。

賃借人と同居する夫、妻、子および両親を、賃借人の家族構成員とみなす (306.1.)。家
族構成員の他の親族および少なくとも 1 年間同居して共同生活をしているその扶養家族
は、賃借人の家族構成員とみなすことができる (306.2.)。家族構成員の範囲に関する争い
は、裁判所が決定する (306.3.)。アパートの賃借人と同居している家族構成員は、法律ま
たは契約の定めにより、賃借人のすべての権利義務を有する (306.4.)。アパートの賃借人
が死亡した場合、その家族構成員に賃借人の権利義務が移転する。この場合、家族構成員
は、賃貸借契約を解約の通知から 3 か月で終了させることができる (306.7.)。

賃貸人が、第三者に対し、アパートの所有権を移転した場合でも、賃貸借契約は有効に
存続する (308.1.)。

労働契約により、使用者が労働者に対しアパートを賃貸する契約を締結した場合 (社員
寮など)、使用者は、労働契約の終了に伴い、当該賃貸借契約を終了させることができる
(310.1.)。

官舎として用いるアパートの賃貸借契約の場合、賃借人の公職または権利が終了した場
合、賃借人は、当該アパートを返還しなければならない (311.2.)。

民法は、ファイナンス・リース契約について、次のとり特別の定めをする。なお、ファ
イナンス・リースに関しては、「ファイナンス・リースに関する法律」¹¹という特別法にお

¹¹ 民法では、ファイナンス・リース契約の種類について定めはないが、ファイナンス・リ
ースに関する法律では、ファイナンス・リース契約を①原リース、②転リース、③再リ
ース、④リースバックという 4 種類に区別する。この区別は、契約の目的物をリースする目
的によって区別している。ファイナンス・リース事業は特別許可なしで認められる事業で
あるが、銀行がファイナンス・リース事業を行う場合には、中央銀行から特別許可を得る
必要がある (銀行法 6.1.10.)。モンゴルでは、銀行やノンバンク金融機関がファイナン
ス・リース事業を行っている事例が多い。

ファイナンス・リース契約を締結する際は、どの種類のファイナンス・リース契約であ
るかを明確に書面に記載すべきである。ファイナンス・リース契約は、法律で定められた
3 つの内容を満たす必要がある。①契約期間終了時、対象物を借主に所有権移転するこ
と、②契約期間が、対象物である財産の利用可能期間の 4 分の 3 以上であること、③契約
金額が、対象物である財産価格の 90% 以上であること。

民法では、ファイナンス・リース契約の対象物について制限はない。ファイナンス・リ

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

いて、民法より詳細な規定をしている。

ファイナンス・リース契約には、借主は契約期間終了後、目的物を買取りまたは継続してリースする旨を定めることができる（312.3.）。貸主は、契約期間終了時に目的物の減価償却費および総費用が払い戻された場合には、目的物を買取りまたは継続してリースする権利義務を有する（312.4.）。

ファイナンス・リース契約の形式と条件について、法律で別段の定めがない限り、契約は書面で行う（323.1.）。契約には、契約期間の合計の賃料、リース料金、その支払手順、契約の早期終了の場合の支払手順を定める（323.2.）。この手続に違反するファイナンス・リース契約は無効とする（313.3.）。

（請負）

請負契約により、請負人は仕事完成義務を、注文者は報酬支払義務を負う（342.1.）。請負人が注文者に物を引き渡すことにより、その物の所有権が注文者に移転する（343.3.）。請負人の報酬等は、合意による（344.1.）。報酬を定めなかった場合は、権限ある機関のリストにある標準請負額により、それが無い場合には、市場価格を考慮して決する

（344.2.）。報酬の発生時期は合意による。合意がない場合、請負人が仕事を完成し注文者に引き渡したときに、報酬支払義務が生じる（346.1.）。

請負人は、自己の仕事を他人に請け負わせることができる（347.1.）。

請負人に契約違反があるまたは完成した仕事に瑕疵がある場合、注文者は、法律または契約に別段の定めがない限り、①仕事を受領した日から6か月以内、②隠れた瑕疵の場合は仕事を受領した日から1年以内、③建物および建造物に関する瑕疵の場合は仕事を受領した日から3年以内に、それぞれ訴えを提起できる（349.1.）。法律または保証期間の定めがあり、その期間内に仕事の瑕疵を知った場合、訴え提起ができる期間は、瑕疵を知った日から起算する（349.2.）。

注文者は、仕事に瑕疵がある場合、請負人の申出により、請負人の費用で瑕疵を除去させまたは仕事を完成させることができる（352.2.1.）。請負人が定められた期間内に瑕疵を除去しない場合、注文者は自己の費用で瑕疵を除去し、請負人に費用を請求できる

（352.2.2.）。ただし、瑕疵の修補に高額な費用がかかることを理由として、請負人が契約

ースに関する法律では、契約の対象物について制限がある。天然資源（土地、下層土、土地内の資源、水、植物、動物、空気）、国及び地方の財産、無体物（株式、有価証券、権利等）、銃器、放射性物質及び有毒化学物質など関連する法令で製造、販売、使用するに当たって制限された財産については対象物とできず、民法56条により無効となる（ファイナンス・リースに関する法律6.1、6.2.）。

ファイナンス・リース契約は、書面で締結する。契約書に記載すべき事項については、ファイナンス・リースに関する法律で詳細に定められている。

の履行を拒絶する場合、この請求はできない（352.2.4.）。瑕疵を理由として注文物の価値が減少した場合、注文者は報酬を減額できる（352.2.3.）。なお、注文者が、注文物を受領する際に瑕疵を知っていたのになんら異議を述べなかった場合、これらの注文者の権利は発生しない（352.4.）。

請負人は、注文者の受領遅滞の場合に生じた損害を賠償請求できる（352.5.1.）。請負契約において、注文者の受領遅滞によって、危険は注文者に移転し、請負人の報酬請求権は消滅しない（352.5.3.）。

請負人は、報酬債権を担保するために、注文動産に対して担保権を有する（354.1.）。請負契約の目的物が建造物、建物またはその一部である場合、請負人は、建造物、建物がある土地について、抵当権を有する（354.2.）。

注文者は、仕事完成前に、請負契約をいつでも解除できる（355.2.）。請負人は、別の方法で注文を満たすことができる場合、契約を終了することができる（355.4.）。過失によらない不可抗力などの場合、請負人は、請負契約をいつでも解除できる。この場合、請負人は損害賠償義務を負わず、完成した部分の報酬請求ができる（355.5.）。

注文物を注文者に移転させる前は、請負人が危険を負担する（356.1.）。注文者の受領遅滞がある場合または不可抗力による場合、注文者が危険を負担する（356.2.）。これらの場合に、材料の危険負担については、材料を提供した当事者が危険を負担する（356.3.）。

注文物の瑕疵について、故意の隠蔽によるものであっても請負人は責任を負担しない旨の特約は、無効とする（357.1.）。

（委任）

委任契約によって、受任者は定められた行為を行い、委任者は報酬を支払う義務を負う（399.1.）。委任は、受任した法律行為が反対給付を常に伴うものである場合には、報酬支払を合意したものとみなす（399.2.）。受任者は、法律または契約で別段の定めがない限り、受任した法律行為を自ら履行する義務がある（399.3.）。委任者または受任者はいつでも契約を終了できる。この権利を制限する合意は無効である（399.4.）。

受任者は、委任者の指示に従って委任された行為を行う（400.1.）。委任者は、契約に別段の定めがない限り、委任の履行に必要な物を受任者に提供し、委任の履行に必要な費用を支払う義務がある（401.1.）。委任の途中で、委任者による委任内容の変更や終了があった場合、受任者は、費用、損害賠償、委任を履行した限度での報酬を請求できる（402.1.）。

受任者の死亡の場合、その相続人は、委任者に対し、委任契約の終了を通知する義務がある（403.1.）。委任の履行ができなくなった場合または他人に委任させることが委任者の利益である場合、委任契約の定めまたは委任者の授権により、受任者は他人にその義務の履行を再委任できる（404.1.）。

2 会社法の概要と整備の状況

(経緯)

モンゴルの会社に関する立法は、「会社組織法」(1991年制定)、「パートナーシップ・会社法」(1995年制定)、「会社法」(1999年制定)として市場経済化以降制定されてきた。

これらの立法は、少数株主の保護が不十分であり、株主の会社に対する監督が弱く、利益相反取引の禁止など会社や株主の利益保護の規定が不十分であった。

2011年会社法の重要な改正点は次のとおりである。①会社形態を再定義したこと、②会社の監督制度を充実させたこと、③裁判所や国家機関の関与を定めたこと、④会社の経営陣を定義したこと。

以下では2011年会社法について概説する。具体的には、会社形態、企業結合・グループ企業、株主総会、取締役会、執行機関、会社経営陣、株主代表訴訟、主要取引、利益相反取引、利益分配について説明する¹²。

(会社形態)

会社形態は、公開株式会社、非公開株式会社(閉鎖会社)、有限責任会社の3つに区別される。

非公開株式会社の株式は、証券取引市場に上場されず、市場外で会社の定款に定められたとおりに売買される。

証券取引所に上場しない非公開株式会社にも市場監督機関(金融規制局)の監督権が及ぶ。これにより、会社債権者や利害関係人の権利保護が図られている。

会社がどのような構造をとるかは、会社形態により異なる。例えば、有限責任会社は、取締役会を設置しなくてもよいが、株式会社は取締役会を設置することが必要であり、そのうち3分の1は経営執行権を持たない社外取締役でなければならない。

株式会社の取締役会は監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置しなければならないが、取締役会設置有限責任会社では、取締役会は上記の委員会を設置しなくてもよい。取締役会設置会社については、各委員会の委員の3分の2以上が社外取締役でなければならない。

業務執行権は、単独または複数の者が権限を有することができる。単独で執行する者を業務執行者(CEO)という。

有限責任会社が取締役会を設置した場合、社外取締役は不要であるが、定款で定めて社外取締役を置くことも可能である。取締役会設置会社である株式会社や国営会社は9人以上の取締役を置かなければならない。外国投資会社の取締役会や業務執行者の資格に制限

¹² 以下の会社法に関する記載には、「MUFG Biz Buddy」(会員情報提供ウェブサービス)に、2019年4月から8月にかけて筆者が寄稿した原稿を改変・追記したものが含まれている。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

や条件はなく、外国人が単独で会社の取締役になることができる。

2014年5月、モンゴル金融規制局は、コーポレートガバナンス・コデックスを制定し、証券取引所のA段階の会社が所属する旨規定した。

(会社結合・グループ会社)

企業結合(グループ会社)が定義され、グループに属する会社を共通利害関係者とみなし、利益相反行為を監督する方法で会社の利益を保護することとなった。

金融事業に対し、金融規制局は監督できるようになり、投資家や債権者の権利保護の統一監督制度を形成する。

2011年会社法施行以前は、グループ会社の規制がなかったため、多くの会社の子会社で通じて銀行から多額の借入を行い、その子会社を破産される方法でローンの返済を免れる事態が生じていた。しかし、2011年会社法においても、グループ会社の責任について規定されておらず、同様の問題は現在も継続している。

(株主総会)

モンゴル会社法は、第9章で、会社経営のための機関について定める。モンゴル会社法が定める会社機関としては、大きく、株主総会(59条¹³以下。)、取締役会(75。)、執行機関(83。)が定められている。以下では株主総会について概説する。

株主総会は、会社の最高統治機関である(59.1。)。株主総会には、定時総会と臨時総会の二種類が定められている(59.3。)

定時総会は、会社の事業年度終了後4か月以内に開催される(59.4。)。臨時総会は、取締役会の50%以上が不在となった場合、議決権の10%以上を持つ取締役会から独立した2人以上の株主が提案や要望を出した場合、会社が被る損失が、最新の財政報告時点で総資本の30%を超える場合、年間の会社債務が自己資本金額を超過し赤字となる状況が2年連続で生じた場合、取締役会の決定による場合、監査委員会が臨時総会の招集を要求した場合、その他定款で規定する場合に招集される(61.1。)

株主総会の招集権者は、原則として取締役会または取締役会の設置がない場合は執行機関である(60.1。)。株主総会は招集通知を送付して行う。株主総会を海外で行っていけないといった規定はなく、たとえば日本国内で株主総会を実施することも可能である。

株主総会には、株主本人および民法の規定に基づき発行された委任状を持つ代理人が参加できる(68.1。)。代理人は、事前にその権限行使を取締役に通知しなければならない、委任はその総会のみ有効である。書面での投票用紙を提出した株主は、株主総会の参加者とみなす。

会社の最高統治機関である株主総会においては、どのようなことでも決定することが可

¹³ 以下第1章の2における()内の番号は会社法の条文番号。

能であるが、特に株主総会の専権とされている事項として重要なものについて説明する。

①会社定款の修正や新設（62.1.1.）

モンゴルでは会社定款の修正が必要になることが多い。たとえば、会社設立の際に、新設会社の事業目的が許認可事業（特別許可が必要な事業）であったような場合、その事業目的は会社定款に記載して会社新設を登録することはできない。このような場合、会社新設後に新設会社名で許認可を取得して、その後、定款の事業目的を修正して登録し直す必要がある。

・会社の統合、合併、分割、変更による再編（62.1.2.）

②会社清算及び清算委員会の任命（62.1.5.）

モンゴルにおける会社の清算には、負債の処理、監査機関や税務署による会計監査など複雑な手続を要する。

③取締役員の選任および任期満了前の解任（62.1.7.）

モンゴルにおいて、取締役の解任について問題になった事例として、次の類型のものが複数存在する。執行役（取締役でも同じ）兼株主であるモンゴル人 A が、不正行為を行って会社に損害を与えた。A 以外の株主らは、株主代表訴訟を提起するとともに、A を執行役から解任する株主総会決議をしようとした。ところで、A は会社の株主でもあることから、A に対しても株主総会の招集通知を送付する必要がある。しかし、A は、招集通知を受け取らず、また、臨時株主総会にも出席しなかった。株主総会の定足数は議決権の 50% であり、これを満たさない場合には総会決議ができない。ただし、この場合、再度株主総会を招集して議決権の 20% の定足数を満たせば総会決議は有効となる。再招集した株主総会決議で定足数を満たせば、A の執行役解任が一応可能であることとなる。この再招集した株主総会においても A は招集通知を受け取らず、また、株主総会にも出席しなかった。再招集した株主総会において、定足数は充足されていることから、A は執行役を解任された。会社がこの株主総会決議を根拠として法人登録局に対し、執行役の変更登録を求めたのであるが、法人登録局はこれを受理しなかった。その理由は、株主総会に株主 A が参加していなかったことにある。結局、このような状況に陥った場合には、裁判所に法人登録局を被告として行政訴訟を提起する必要がある。以上からは、支配的な株主が取締役や執行役となる場合を除き、取締役や執行役に会社株式を保有させることは、できる限り避けるべきであるといえる。

④会社法第 11 章で指定された全ての重要な取引の承認（62.1.10.）

会社資産の 25% を超える取引等は「主要取引」（重要な取引）とされており、このような取引を会社が行う場合には、株主総会決議が必要である（88.1.以下）。

⑤会社法第 12 章で指定された利害関係取引の承認（62.1.11.）

会社と利害関係者との間で行われた取引については、株主総会決議が必要である（89.1.以下）。

株主は、株式 1 株について 1 票の議決権を有する（63.2.）。議決権を有しない優先株式

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

を設けることができる (35.)。株主総会における議決は、法律や定款の定めを除くほか、全出席議決権保有者の過半数で採択される (63.5.)。

次に掲げる事項は、会議出席者の議決権保有株主の特別多数によって採択されなければならない (63.7.) (なお、この特別多数の要件は定款で加重することが可能である。63.8.)。会社定款の修正・新設、会社の統合・合併・分割・変更による再編、負債を株式に交換するための株式追加発行とその数の決定、会社の形態の変更、会社清算・清算委員会の任命、会社株式の分割・統合。ここで「特別多数」の意義が問題となる。会社法には「特別多数」の定義が存在しない。この点、モンゴル最高裁判所は特別多数とは3分の2以上のことをいう旨解釈しており、これが定着している。

株主総会の議事録は、総会后 15 営業日以内に作成する (74.1.)。その内容の正確性に対して責任を負うため、株主総会の議長による署名が有効要件となる。

株主総会に出席しまたはその株主総会で採択された決定に反対票を投じた株主は、次の場合裁判所に提訴できる (70.1.)。招集手続の違反 (70.1.1.)、招集通知発行後の日時・場所の変更 (70.1.2.)、議題に含まれていない議事が行われた場合 (70.1.3.)。また、これらの株主は、金融規制委員会に申立をする権利を有する (70.2.)

モンゴル会社法の定める少数株主権をまとめると、以下のものがある。

①株主名簿の作成請求権 (64.6.) (少数株主：10%以上を保有する株主、内容：株主総会参加権利者一覧表 (株主名簿) の作成を求めることができる。)

②財務諸表等についての株主閲覧権 (65.) (少数株主：全ての株主、内容：株主総会の会期中等に、会社の財務諸表等を閲覧できる。)

③議案提出権 (66.) (少数株主：普通株式の5%以上を保有する株主、内容：取締役等の追加提案権。)

④株主代表訴訟 (86.) (少数株主：普通株式の1%以上を保有する株主、内容：会社に生じた損失補償のために、会社経営陣 (および有限責任会社においては、会社の発行済株式総数の20%以上を保有する者も含む) を裁判所に提訴することができる。)

⑤会社の財務および経済活動における監査人報告 (94.7.) (少数株主：普通株式の10%以上を保有する株主、内容：特別監査の実行。)

⑥帳簿閲覧権 (95.) (少数株主：全ての株主、内容：財務諸表は、株主をはじめとする関係者に提示しなければならない。)

⑦会社情報の閲覧・謄写権 (98.) (少数株主：全ての株主、内容：会社帳簿、会計報告書、経営会議の議事録、決議事項、決定事項、一般公開することが禁止されたものを除くその他の情報について、料金を取って複製を作成しまたは閲覧させる。少数株主：合資会社の普通株主、有限責任会社の全ての株主、内容：登録されている普通株主の名前および住所、株式数の情報を会社に開示するよう求めることができる。)

(取締役会)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

取締役会は、株主総会がない場合における会社の運営組織である（75.1.）。株式会社および国有企業では取締役会を設置しなければならず（必要的機関）、有限責任会社は定款で選択の上でこれを設置するかどうかを決めることができる（任意的機関）（75.2.）。

有限責任会社において、特に株主が1人であるような場合、取締役会を設置するか、設置しないか、いずれにしても会社運営に重要な違いは生じないといえる。

取締役の数は定款で定める（75.3.）。定款で定める人数は、株式会社および国有企業の取締役会については、少なくとも9人の取締役を必要とする（そのうち3分の1は経営執行権を持たない社外取締役でなければならない）（75.4.）。しかし、有限責任会社においてはこのような制限は一切ない。ただ、デッドロックを防ぐため、一般的には、奇数人数にすることが妥当である。なお、有限責任会社の取締役会においては、社外取締役を置くことを定款で定めることができる（75.5.）。なお、取締役とその秘書は、コーポレート・ガバナンス講習に出席し修了証明書を取得しなければならない（75.8.）。

取締役会の権限について、取締役会は次の事項について権限を有する。ただし、会社法や定款で特に株主総会の専権と定める事項については除かれる（76.1.）。会社の運営方針の決定、株主総会の開催決定、株主総会の議案の決定、株主総会参加権利判定基準日の決定、株主総会開催に関するその他の事項の決定、未発行株式の発行、普通株式に関わる証券やその他定款に定める証券の発行、会社財産の市場価値の決定、株式やその他の証券の取得および償還、執行役の選出・解任およびその権限の決定、執行機関役員との間で締結する契約条件・賞与の額・債務・債務の決定、監査役の選任および監査人との間で締結される契約条件の決定、業務報告書・財務年次報告書の作成、株式配当金の支払額・支払手続の決定、取締役会・執行機関に関する手続規則の作成、会社の支店・駐在員事務所の開設、会社再編に関する株主総会決議のための準備と再編の実行、主要取引の完了の承認、利害関係取引の承認、会社法および定款が定めるその他の事項。取締役会は、原則として、会社運営・経営に関するあらゆる方針決定についての権限を有する。

取締役の選出・任期について、取締役は、株主総会で選任される（77.1.）。取締役の任期は、定款に別に定めない限り、選任の翌年の株主総会の日に満了し、その総会で再選することができる（77.2.）。株主は、臨時株主総会で、任期満了前の取締役を解任することができる（77.3.）。また取締役が累積投票により選出されている場合は、株主総会が全ての社外取締役の解任権限を有する（同上）。

取締役会の運営について、取締役会会長（議長）は、定款の定めがない限り、全取締役の過半数の投票によって取締役の中から選任される（78.1.）。定款で定めがない限り、取締役会会長は、取締役会を組織し、招集し、その議長を務める。またその会議での議事録の作成・保存について責任を持つ（78.2.）。

取締役会は、定款で定めがない限り月1回開催される。必要であれば追加で開催することができる（80.1.）。取締役会で採択された決議には、取締役会会長が署名しなければならない（80.2.）。取締役会を招集できるのは、会長、取締役、執行役その他定款で定める

者である(80.3.)。取締役会はその活動を管理する手続・規則を作成・承認し、累積投票によってその決定を行なう(80.4.)。

取締役会の定足数は、取締役の大多数(3分の2以上)の出席である(80.5.)。取締役会決議は、出席取締役の大多数(3分の2以上)で決する(ただし、会社法・定款によって当該決議に投票する権限がない取締役がいるときは、投票資格ある取締役の大多数(3分の2以上)で決する。80.7.)。各取締役は、すべての決議について1人1票を有する(80.9.)。なお、これらの決議要件は、定款で定めることで、より厳格なものとする事ができる(80.6.)。

取締役会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。取締役会の開催場所および開催時間、出席取締役の名前、議題、議論された全ての事項と投票結果、決議事項(80.11.)。取締役会の議事録は、出席取締役の全員が署名し、取締役会会長がその正確性について責任を負う(80.12.)。出席取締役が議事録への署名を拒否した場合、その拒否の説明を书面化して公表しなければならない(80.13.)。取締役会の議事録に誤記があった場合でも、そのことは決議取消事由にはならない(80.14.)。

取締役会には書記を置く。取締役会書記は、取締役会が任命する会社の機関であり、会社法上、会社の重要な意思決定に参画するいわゆる経営陣として取り扱われる。取締役会に関わる文書の作成・重要な事務手続などを担当する。取締役会書記は、取締役会会長の推薦により取締役会が任命する(82.1.)。取締役会書記は、次の義務を負う(82.2.)。取締役会の文書と記録を管理し・株主に通知する、株主総会・取締役会の準備のため会議の通知・議題に関する情報・決議案・その他の文書を準備する、株主総会・取締役会の議事録を保管し、関連する手続に従い決議を検証しその実施状況を監視する、株主総会・取締役会・取締役その他利害関係者の活動の調整を行う、取締役会の内部活動を調整し円滑にする。取締役会会長は、取締役会に取締役会書記が欠席した場合には、代理書記を選任しなければならない(82.3.)。

取締役会の下に設置する委員会について、取締役会は、必要に応じて、特定の問題を担当する常任又は臨時の委員会を設置することができる(81.1.)。なお、株式会社の取締役会は、監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置しなければならない(必要的機関)、これらの委員会の3分の2以上は、社外取締役で構成しなければならない(81.2.)。

取締役会の委員会は、特定の役割をもって会社法に関する特定の事項に関して判断し、その判断を取締役に提示し決定を下させる権限を有する(81.3.)。

監査委員会について、81.2条に基づき必要的に設置される監査委員会の委員長は、社外取締役でなくてはならず、次の事項に関して結論を出さなくてはならない(81.4.)。会計方針と国際基準にのっとった記録管理を遵守し、内部監査とリスク管理の現状を把握し財務報告書やその他の金融・経理情報の正確性を監視する、内部監査を行う経営陣と従業員を任命し、給与や賞与を決定するための提案をする、報酬を決定に関して提案する、重要な取引や利害関係取引に対する監査と決定を下す、定款で定めまたは取締役会で必要と認め

られたその他の事項。

指名委員会について、81.2条で必要的に設置される指名委員会は、次の権限を行使する(81.5.)。取締役・執行役の候補者を定めるための基準や要件・技能・知識・教育・実務経験を評価するための基準を規定する、技能・知識・教育・実務経験を満たした取締役・執行役候補者に対する評価と決定を下す、取締役候補者の選考を実施し、その候補者を株主総会に提案する、取締役・執行役の活動について評価し結論を下す、執行機関との間で締結する契約の条件を設定する、取締役以外の会社関係者の活動に関する執行機関による評価に対して結論を下す、任期満了後いわゆる権利義務取締役になった者についてその後3年間取締役に指名することを拒否する。

報酬委員会について、81.2条で必要的に設置される報酬委員会は、取締役会に対し、次の結論を提示しなければならない(81.6.)。取締役・経営陣の報酬・賞与に関する規則の監査と承認、取締役・経営陣の報酬・賞与の最高額の決定とその範囲内の給与・賞与である旨の承認、会社に貢献した業務に関する報酬についての規則の決定・貢献の評価。

(執行機関)

モンゴル会社法では、会社の日常業務は、会社の業務執行機関により執り行われる(83.1.)。業務執行機関には、単独執行機関である最高経営責任者と、複数人の合議執行機関である執行役員会(その構成員を「執行役員」という。)がある。業務執行機関は、原則として個人である最高経営責任者であるが、定款で合議執行機関を規定した場合には執行役員会を設置できる(83.2.)。

モンゴル会社法において、有限責任会社においては、取締役会を設置するかどうかは自由であるが、執行機関の設置は必要的である(75.2.)。株主総会において、会社の執行機関の権限の決定(62.2.2.)、執行役または最高経営責任者の選任と決定、任期満了前の解任(62.2.3.)、執行役または最高経営責任者の報酬、賞与額の承認(62.2.4.)を行う。

執行機関の兼任について、会社の取締役は、執行機関(つまり最高経営責任者)になることができる。ただし、最高経営責任者と取締役会会長(78.1.)とを兼任することはできない(83.4.)。権限の集中を防ぐためである。なお、最高経営責任者または執行役員は、法律・定款の規定、取締役会や株主総会で禁止されていない限り、別会社や別法人の役員と兼任することを妨げられない(83.5.)。

執行機関の権限について、執行機関は、取締役会(取締役会がない場合は株主総会)との間で締結した契約に記載された権限の範囲内で活動する(83.6.)。この契約には、取締役会会長が取締役会を代表して署名する(取締役会がない場合には株主総会の議長が株主を代表して署名する)。この執行機関(またはその構成員)の委任契約においては、執行機関の権利・義務、責任の範囲、その責任からの解放を保証すること、報酬・賞与の額を定める(83.7.)。執行機関は、委任状がなくても、権限の範囲内において、会社の代表者として、契約締結その他会社を代表して活動できる(83.8.)。執行機関の権限は、いつで

も取締役会（取締役会がない場合は株主総会）の決定で失効させることができる
(83.15.)。

執行役員会について、最高経営責任者ではなく、定款に基づいた執行役員会を設置する
場合には特別の定めがある。執行役員会を設置する場合、取締役会等は、各執行役員が遵
守すべき規則を定める。この規則に含むべき内容は次のとおり。①執行役員会会長（すな
わち代表執行役）と各執行役の義務・責任（83.10.1.）、②執行役員会会長（すなわち代表
執行役）の任命手続（83.10.2.）、③執行役員会会長（すなわち代表執行役）の権利・義
務・責任（83.10.3.）。各執行役員は、執行役員会として行った行為について共同して責任
を負い（これが連帯責任であるといえるかどうかは不明であるが、後述の 84.9 の規定ぶり
からは、責任割合に基づいて分割された責任を各人が負うという意味ではないかと考えら
れる。）、取締役会（取締役会がない場合は株主総会）に対する説明責任を負う（83.11.）。
契約締結・会社の代表者としての活動について、執行役員会会長（すなわち代表執行役）
は、会社を代表して文書に署名する（83.12.）。執行役員会会長は、取締役会（取締役会が
ない場合は株主総会）との協議により執行役員の中から選出される。選出された執行役員
会会長は、代表執行役として活動する（83.13.）。執行役員会は、採択・決議に関する事項
を記録した執行役員会議事録を保管しなければならない。執行役員会会長は、その議事録
の正確性について責任を負う（83.14.）。

（会社経営陣（役員））

会社法は、第 10 章で、取締役、最高経営責任者、執行役員、最高財務責任者、経理責
任者、支配人、取締役会書記等について、契約締結や会社の公式決定の過程に参画する
「経営陣」と定義する（84.1.）。そして、これら経営陣については、特別の責任を定め、
一定の場合に株主が経営陣の責任を追及できる制度（いわゆる株主代表訴訟である。）を
規定している。経営陣には、取締役、代表取締役、業務執行者、会計人、専門家、秘書な
どの会社の意思決定や契約関係に直接または間接的に参加する者が含まれる。このよう
な者を経営陣として規定したのは、それらの者が負う義務を会社の他の社員と異なる形で
定めること、義務に違反した場合、労働法上の責任ではなく、会社法上の責任を負わせる
ことを企図したものである。以上述べてきた者以外にも、会社法では、特定の条件を満
たした株主を経営陣とみなし、責任を負わせることができるように規定した。

経営陣は、会社法等の定めがある場合はその規定により、それがなければ定款で選
任方法を定めるなどして選任される。会社の経営陣は、取締役会事務局（等）によって指
名されてから 10 日以内に、関係者名簿を提出しなければならない。また、関係者名簿に
変更があった際はその都度 10 日以内に名簿の変更届を提出しなければならない（85.1.）。
これは、利益相反取引の監視を目的とした規定である。

経営陣となれない者（就任禁止事由）について、次の者は会社の経営陣となれない。①
国または地方の行政組織、軍、警察、裁判所、検察組織の経営陣として勤務する者

(84.3.1.)、②刑事罰を現に受けている者 (84.3.2.)。

経営陣の義務について、会社の経営陣は、次の義務を負う。①会社法、定款、その他の規則の定める範囲内で権限を行使する義務 (84.4.1.)、②会社の営利活動を尊重し、会社法および定款で定める経営陣としての職務を完遂する (84.4.2.)、③会社の利益に沿った決定を下す (84.4.3.)、④意思決定の際には利益相反行為を避け、利益相反が生じる場合にはそれを告知する (84.4.4.)、⑤担当職務に関して金品等を受け取らない (84.4.5.)、⑥会社の秘密情報を第三者に開示し、その情報を個人的利益に利用しない (84.4.6.)。これらの経営陣の義務についてはその職務を退任した後も、原則として3年間継続する (84.5.)。これらの義務違反により会社に損害を与えた場合、経営陣は、自己の財産から損害を賠償しなければならない (84.6.)。

取締役会の決定によって会社に損害が生じた場合、その決定に反対し、または、その議論がなされた取締役会に欠席していた取締役は、責任を免除される (84.8.)。84.4条に違反する決定をした経営陣は、違反した者が共同して責任を負う。その場合、損害を比例配分して賠償する (84.9.)。つまり、この場合の「共同して責任を負う」との意味は、決定者としての責任を負うという程度の意味であり、損害賠償は各人の責任割合に応じて各人に分割されるという、当然のことを規定したにすぎない。連帯責任という意味ではないと考えられる。

会社、株主、会社債権者に対する経営陣の損害賠償責任について、次の行為によって会社、株主、債権者に対して損害を与えた場合、会社の経営陣はその損害を賠償する。①個人的利益のために会社の名称を使用する (85.2.1.)、②故意に株主や債権者に虚偽の情報を提供する (85.2.2.)、③法で定められた情報提供義務を怠る (85.2.3.)、④法で定められた会社資料の保管義務を怠る (85.2.4.)、⑤法で定められた権限のある者に対して情報を提供せず、または、期限までに提供しない (85.2.5.)。この場合、期間内に規定の情報を得ることができないことが原因で生じた損害を賠償しなければならない (85.2.6.)。会社法 85条の損害賠償責任は独立したものであり、会社法の他の条文その他法令によりその者が損害賠償責任を負うかどうかに関係なく、違反があれば賠償義務が生じるものである。

(株主代表訴訟)

経営陣のうち、取締役および経営組織の役員 (つまり最高経営責任者、執行役員) が 84.4条各号の定める義務に違反した場合、株主は、会社に生じた損失の補償のために、会社の経営陣を裁判所に提訴することができる (84.7.)。

会社を支配している者が誠実義務、善管注意義務を怠り会社に損失を与えた場合、会社の権利を守るために、株主が会社を代表して代表訴訟を提起することを定めたものである。本来、会社が主体となって訴訟を提起すべきであるが、会社を代表して訴訟提起すべき取締役会や執行機関は、なれ合いによって自分たちのいわば同僚である取締役等を相手とする訴訟提起を躊躇するおそれがあることから、このような規定が設けられている。

有限責任会社においては、会社の発行済株式総数の 20%以上を保有する株主は、会社の経営陣と同じ責任を負う (84.10.)。有限会社においては多数株主による専横が生じやすいことからこのように規定が設けられている。これらの株主代表訴訟を提起できるのは、普通株式の 1%以上を保有する株主である (86.1.、86.2.)。

株主代表訴訟は、モンゴルにおいても、会社株主にとって重要な会社役員に対する責任追及手段となっている。

(主要取引)

会社法第 11 章。87、88 条は主要取引について定める。会社法において、「主要取引」と定義される重要な取引契約を会社が締結する際には、取締役会の全会一致により決定されなければならない。全会一致で決定できなかった場合には株主総会の過半数の決議が必要となる。主要取引については、反対株主に株式買取請求権が生じ、会社は会計報告書において、この取引内容と価格を開示する義務が生じる。主要取引の規定は、単独株主の会社で、当該単独株主が執行役である場合には適用されない。

主要取引の定義について、次の取引が主要取引にあたる (87.1.)。①財産権の金額が、最新の貸借対照表の資産の部の合計額の 25%を超える取引。ただし、事業のなかで日々の取引として行われるものを除く。②普通株式の直接取引において、その取引前の発行済普通株式総数の 25%を超える取引。

会社の資産を適正に把握するため、主要取引の決定時、取締役会（なければ、執行機関）は、監査人会の勧告に基づき、財産の値上がり分を調整した貸借対照表の財産の総額を再計算しなければならない (87.3.)。

価格決定方法について、主要取引の対象となる財産および財産権の市場価値は、会社法 55 条に基づき取締役会（なければ、株主総会）が定める (87.2.)。すなわち、①財産権の譲渡の場合、売主と買主の合意金額。②法律の定めがない場合には、取締役会（なければ株主総会）が定める。この価格決定にあたって、独立評価機関の評価を求めることができる。また、株式会社の株式償還の場合、株式の市場価値は独立評価・監査機関による評価に基づいて決定されなければならない。上場している証券その他証券の市場価値は、証券取引組織およびその他の公的取引記録に記録されている過去 6 か月間の平均価格を考慮して決定されなければならない。この金額は、取締役会（なければ株主総会）の過半数で決するが、投票できるのは対象財産の関係者を除いた取締役（または株主）である。

主要取引契約について、主要取引契約決議は、取締役会（なければ株主総会）の全会一致により採択されなければならない (88.1.)。主要取引契約が取締役会で全会一致により決議されなかった場合、主要取引事項は株主総会の過半数の採択を必要とする (88.2.)。主要取引締結決議に反対票を投じた株主は、会社法 55 条に定める手続に従いその株式の償還請求ができる。会社は、四半期報告書および年次報告書において、主要取引とその価格を公開する義務がある。

(利益相反取引)

会社法第 12 章。会社法 89 条から 93 条は利益相反取引について定める。会社と株主や会社役員との間で、利益が相反する取引についての規制である。会社は報告期日までに年次報告書に利益相反取引の数、締結者、金額を反映させ、それらの情報を公表する義務がある (89.4.)。

違反の効果として、当該取引が無効になり、利害関係者が損害賠償責任を負うことがある (93.)。

なお、次の場合、利益相反取引の規定は適用されない (89.3.)。①1 人で会社株式を保有し経営している場合、②株主が会社法 38 条に基づき株式先買権を行使した場合、③株主の要求により、各株式種類の合計数に応じて株主が提供する株式を会社が購入した場合、④会社法 20 条の一体化手続により傘下となる他の会社の普通株式を 75%以上保有している場合。

なお、有限責任会社において株主数が 10 人以下の場合は、定款で上記規定以外の利益相反取引が適用されない場合を設けることができる。

利益相反取引の対象となる取引主体のことを利害関係人と呼び、次の者が利害関係人とされる (89.)。単独又は関係者と共同で普通株式の 20%以上を保有する株主、会社の執行役や会社の関係者が、株主である・執行役である・雇用されている・利益を得ている会社との間で以下のような関係にある場合、その株主・会社の執行役・その他会社関係者のことを、会社・その子会社・被支配会社の利害関係人とする。①他団体の代表者又は代理人として取引に関わる者。②他団体を代表して取引に関わる者であることのほか、他の法人の執行役、普通株式を単独または共同して 20%所有している株主、その代表者・代理人である者。③取引の相手側、代理商や仲立ちとして参画している法人の親会社の支配者および支配者の関係者である者、支配者および支配者の関係者と共同で法人の親会社の普通株式の 20%以上を保有する者、支配者および支配者の関係者として当該取引に加わる者、それらの代表者や代理人である者。④直接または間接に、その取引から発生した利益分配を受ける者。

次の者は、会社運営者又は会社株式の支配権保有者の関係者とみなされる。①会社運営者又は会社株式の支配権保有者の配偶者もしくはその他同居家族 (89.2.1.)。②会社運営者もしくは会社株式の支配権保有者の親、子、孫、甥、兄弟姉妹 (89.2.2.)。③会社運営者もしくは会社株式の支配権保有者が会社の従業員である場合もしくは保有する株式の割合に応じてその取引に起因する利益を直接的もしくは間接的に得る場合、その取引の参加関係者および団体 (89.2.3.)。

損失補償について、利益相反取引をした者は、利益相反取引から生じる損失の企業、子会社、関係会社への影響を個人財産で補償しなければならない (90.1.)。普通株式の株主または会社の代表権を持つ役員は、この損失補償訴訟を裁判所に提起できる (90.2.)。

利益相反取引を有効とするための要件として、次の手続が必要となる。

まず、利益相反取引を行おうとする者は、次の情報を取締役会（なければ執行機関）および監査人に提供しなければならない（91.1.）。①単独または他者と共同して普通株式の20%以上を保有する利害関係者がいる法人・支配会社・子会社の情報。②利害関係者やその関係者が執行役として働く法人の情報・利害関係者が執行役であるグループ会社の情報。③会社が提案した取引に関する利害関係者の情報。④利害関係者の関係者情報。

利益相反取引を行う者は、その取引に関する意思決定過程に参加してはならない（91.2.）。具体的には、当該取引を決する取締役会決議に、利害関係者は参加できない。

会社は、利益相反取引を行った者および関係した者の記録を保管し、請求に応じてすべての者にその情報を公開する義務を負う（91.3.）。

利益相反取引である契約の締結手続は、取締役会（なければ株主総会）において利害関係者が関わらない議決権の過半数で採択されなければならない（92.1.）。利益相反取引を通じて販売、購入、処分される資産、財産権その他の権利が金銭価値を付けられるのならば、その市場価値やサービス価格は、会社法55条に基づいて（55条に基づく価格決定方法は前述）、取締役会で決定されなければならない（92.2.）。

次の場合には、株式会社による利益相反取引契約の締結の決定（またそれに基づく各種取引）、子会社や支配会社による利益相反取引契約の締結の許可や要求は、株主総会で議論され、利害関係のない株主総会出席者による投票の過半数で採択されなければならない（92.3.）。①取締役会によって会社法55条に従い、資産、財産権その他の権利の金銭価値が定められる場合で、その取引価格が取引の決定日の記録上の資産の部の価格の25%を超える場合。②取引により会社が発行する普通株式、普通株式購入オプション、普通株式転換証券の数量が、会社や支配下の株式会社の発行済普通株式の25%を超える場合。③取締役会の全員（株式会社の場合、全取締役会独立役員）が、利益相反取引の関係者である場合。

株主総会に提出された、利益相反取引契約の締結に関する取締役会の決定は、利害関係のない取締役の議決権の過半数で承認されなければならない。また株式会社の場合には、社外取締役の議決権の過半数で承認されなければならない（92.4.）。

なお、利害関係人、配偶者、両親、子供、兄弟姉妹その他関係者から会社が融資を受ける場合、その取引は、92.3条の承認手続を必要としない（92.5.）。

利益相反取引が利害関係人とみなされる者の決定によらず、会社またはその被支配会社の通常の事業過程において締結された場合は、この取引において92.3条の株主総会承認決議は必要なく、次の定時株主総会で承認されればよい（92.6.）。

株主総会の日に、会社や被支配会社による締結取引が、通常の事業過程において利益相反取引にあたるかどうかを判断することができない場合、該当取引の種類、該当取引の締結者、該当取引の最大量（額）に関する決定をし、当該会社、子会社、被支配会社が他者ととともに実行する事業について承認しなければならない。また、この場合92.3条の要件を

満たしたものとみなす (92.7.)。

利益相反取引の締結手続は、その他の取引締結に関するこの法律または定款に定める取引の手順に従わなければならない (92.8.)。

利益相反取引の手続違反について、利害関係人が上記の利益相反手続締結の手続に違反した場合、その者は、結果として会社や被支配会社または子会社に生じた損失額・収入額に対して責任を負う (93.1.)。

裁判所は、利害関係人とした取引を無効にすることができる (93.2.)。

利益相反取引を締結した企業の支配者は、会社法 85 条の会社経営陣の責任のほか、会社法 90 条による利益相反取引 (前述) の責任をとらなければならない (93.3.)。

利害関係人が利益相反取引の手続に違反し、かつ、取引の相手方である法人の全株式を保有する場合、会社は、利益相反取引をした法人に対し利益相反取引により生じた損失を賠償させまたは利益相反取引を無効とするため裁判所に訴えることができる (93.4.)。

会社または会社の普通株式を所有する株主は、委任状なしに、その会社に生じた損失を補償するため、この利害関係人または利害関係人が全株式を持つ法人を裁判所に訴えることができる (93.5.)。

利益相反取引の手続違反を知らなかったか、または知っている可能性がない者の行った取引は、これを有効とみなす (93.6.)。ただし、この場合でも、会社法 93.3 条の責任を免れない (93.6.)。

(利益分配)

有限責任会社の株式・新株予約権を公開買付けすることは禁止される。有限責任会社は、閉鎖会社であり非公開会社であることから、公開して投資家に損失を及ぼすことを回避するためであると説明されている。

利益分配に際して、取締役会で利益分配を決定する。しかし、取締役は会社の多数株主や支配権者、それらの代表者であるので、利益分配しないことによって、会社財産を蓄積する傾向にある。その結果、少数株主の利益が害され、投資家にも魅力がない会社となりかねない。そこで、利益分配は会社の義務とされ、会社が利益分配できない場合には株主に対してその理由を報告する報告する義務が定められている。

親会社が、子会社である有限責任会社を通じて子会社に対して損失を与えるような事例もかつて多くみられていた。以前は、親会社に対して子会社が訴訟提起することはできなかったが、会社法では、子会社自身が親会社に対して損害賠償請求訴訟を提起できる。

3 知的財産関係法の概要と整備の状況

(1) 総論

(国際条約)

モンゴルにおける国際的な知的財産保護の基礎は、1979年にWIPO設立条約（Constitution of the World Intellectual Property Organization of 1967）、1985年に工業所有権の保護に関するパリ条約（Paris Convention for the Protection of Industrial Property of 1883）、1985年にマドリッド協定（Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks of 1891）、2001年にマドリッド協定議定書（Madrid protocol concerning the international registration of marks of 1989）、1991年に特許協力条約（Patent Cooperation Treaty of 1970）、1997年にTRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights of 1994）、1998年にベルヌ条約（Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works of 1886）、2001年に意匠の国際分類を制定するロカルノ協定（Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs of 1968）、2002年に国際特許分類に関するストラスブール協定（Strasbourg Agreement concerning the International Patent Classification of 1971）等によって与えられている。

国際条約の履行において、国内法に関し条約に別段の定めがある場合には、条約の規定が優先するから（モンゴル最高裁判所の判断（第9号、2008・2・28）参照）、知的財産関係法についてもこれらの条約が原則として優先することとなる。

(知的財産関連法令の整備状況)

知的財産権に関する規定は、民主化・市場経済化の前から存在していたが、本格的に法制度が整備されるようになったのは90年代後半からのことで、その歴史はいまだ浅い。

モンゴル国憲法及び国際条約の要求を前提としたうえで、1993年の特許法、著作権法、商標法及び不正競争禁止法を始めとする一連の知的財産権関連の法律が整備された。ただし、それらの各法律の規定には、整合性がとれていない部分や、解釈の困難なものも若干ながら散見され¹⁴、これらについて近年活発な改正がなされている。

モンゴルは、1979年に国連の専門機関の一つである世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国となり、1996年にモンゴルの知的財産庁が設立された¹⁵。知的財産庁は主に、知的財産権の登録手続、データベースの管理、法令の改善その他国の政策の実施、広報や研究、並びに紛争解決委員会により知的財産権についての紛争を解決する等の活動を行っている。

¹⁴ 小野昌延ほか編『アジア諸国の知的財産制度』（青林書院、2010）388頁。

¹⁵ <https://ipom.gov.mn/index.php?pid=32>（モンゴル国知的財産庁WEBサイト。2020.11.15最終閲覧。）。

(知的財産に関する紛争解決制度)

モンゴルでは、日本のように知的財産権に関する事件を専門的に取り扱う裁判所がないため、これに関する事件は、民事・行政・刑事手続によって、解決される。モンゴルの民事裁判・行政裁判・刑事裁判は、三審制である。知的財産紛争を解決する別の方法としては、調停、仲裁及び知的財産庁の紛争解決委員会による法廷外の予備的解決手続があげられる。

2020年5月の時点で、商標に関する6つの紛争が知的財産庁の紛争解決委員会によって解決された¹⁶。モンゴルにおいては知的財産権保護に対する法制度にいまだに不備な部分が残っており、判例や学説などの蓄積も不十分である。

(知的財産関連法の法改正)

2020年1月、知的財産法が制定され、同年12月から施行された。

知的財産法¹⁷の改正に合わせて、著作権法¹⁸、特許法¹⁹、商標及び地理的表示に関する法²⁰が改正され、それぞれ2021年までに施行されている。以下では、これらの法令について概説する。

(2) 知的財産法

(概要)

2020年に制定された知的財産法は5章27条からなる法律である。知的財産の種類、保護の原則、知的財産組織のシステム、管理および機能、知的財産権の保護における市民および法人の参加、知的財産権の経済循環と政府支援等について一般的な内容を規定する。この法律に基づいて、著作権法、特許法、商標及び地理的表示に関する法律が改正された。

(3) 著作権法

(経緯)

モンゴルには、著作権について規制する法律として「著作権及び著作隣接権法」がある。この法律の前身は、1993年6月に制定され、同年9月から施行された「著作権法」

¹⁶ <https://www.ipom.gov.mn/index.php?pid=77> (モンゴル国知的財産庁 WEB サイト。2021.12.17 最終閲覧。)

¹⁷ 2020年1月23日制定、2020年12月1日施行。

¹⁸ 2021年5月6日制定、2021年8月20日施行。

¹⁹ 2021年5月6日制定、2021年5月6日施行。

²⁰ 2021年6月10日制定、2021年6月10日施行。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(全6章合計26条)であり、同法は、国際条約及び社会の発展に応じて施行から約13年で廃止となり、2006年3月に改正された。

同改正法の施行中に、著作者または権利者の許可なしの作品の使用、複製、それによって不正に収入を得ることが急増した。

著作権及びこれに関連する権利、電子およびその他の通信ネットワーク、放送、マルチチャンネル、音楽及びオーディオ作品に対する権利の規制、著作者と権利者の権利を代表する共同管理組織の法規制等を改善する必要性が出てきた。

そのため、著作権及び関連する権利に関する国際条約及び世界知的所有権機関(WIPO)のガイドライン等を踏まえて、2021年6月に最新の著作権法改正が行われた。

(概要)

現行法は、法の目的・関連法令・範囲・用語の定義などの総則について規定する第1章(1-4条)と著作権で保護された作品、著作権保護作業、著作権保護の対象外、著作者及び共著者について規定する第2章(5-9条)、著作権、保護期間、著作権の承認等について規定する第3章(10-16条)、一部の著作物の著作権の特徴(二次的著作物、作品集及びその他の編集物、職務上作成する著作物、委託作品作成、コンピュータ・プログラム、データベース及び美術品の著作権などについて定める第4章(17-25条)、著作隣接権(芸術家、録音メーカー、放送期間等の権利)及びその期間について規定する第5章(26-34条)、作品の使用(譲渡契約、ライセンス契約等)、著作権の制限等について規定する第6章(35-46条)、著作権の保護団体(共同管理組織、著作権及び関連する権利評議会)について規定する第7章(47-51条)、著作権の保護及び著作権違反者に対する責任について規定する第8章(52-58条)という全8章合計58条から構成されている。

この法律の目的は、科学的・文学的・芸術的作品に関連して生じる著作権および関連する権利の実施と保護に関連する関係、文化的・芸術的作品の支援および開発する目的で作品を使用するための法的根拠の確立を規制することである。

(2021年改正内容)

2021年著作権法改正の主な内容は次のとおりである。

①著作物、派生物、データベース、コンピュータ・プログラム、関連する権利所有者、視聴覚作品の製作者、放送組織、放送、マルチチャンネル伝送サービスプロバイダー、リース、一般への配布、公衆への送信、同時送信、技術的保護手段、権利管理情報などの全16の定義及びそれらの権利について追加された。

②著作権保護期間については、以下の改正が行われた。

「応用美術作品を使用する独占的権利は、作品の作成後25年目の12月31日まで有効である。作品を作成または使用する独占的権利が契約に基づいて法人に譲渡された場合、作品を使用する独占的権利は、作品の最初の公開から50年目の12月31日まで有

効である。」という規定が新しく定められた。

「作者が自分の作品を仮名、偽名または匿名で公開する場合、その作品を使用する独占的権利は、作品の最初の公開から 50 年目の 12 月 31 日まで有効である。」と変更された。

③作品を使用する独占的権利、譲渡契約及びライセンスで作品を使用する権利と同様に契約の基本的な条件等を詳しく定めた。

④著作者の作品を許可なしに無料で使用する特別な条件を詳細に定めた。

⑤美術作品に関する規制が明確でないため、権利所有者等に生じた損害を規制するため、著作者に対し、芸術作品（絵画または彫刻）の再販価格の一定の割合が支払われる旨の追加規定が設けられた。

⑥公開された作品に関する視覚障害者、聴覚障害者、読字障害者の必要に応じた著作物の使用等のルールを詳細に規定した。

⑦電子環境に加えて、他の通信ネットワークにおいて、著作権の保護及び著作者の許可なしの作品の使用を防ぐために技術的保護措置についての追加規定が設けられた。

⑧著作権法の実施確保、作品の使用に対する料金の支払および分配に関連する苦情の予備的解決、調停の機能を備えるために著作権評議会の設立についての追加規定が設けられた。

⑨著作権の独占的権利には、作品を一般に公開すること、公演すること及び一般に配布する権利が新たに追加された。

⑩正確で事実に基づく活動を行う法的環境の構築及び権利関係者の利益のバランスを確保することを目的に、共同管理組織の運用における要件、構成、活動等について詳細に規定した。

(政令・ガイドライン)

2021 年 1 月 20 日、法務・内務大臣により「著作権及びこれに関連する権利評議会の手続き規則」が定められた²¹。本規則により、著作権及びこれに関連する権利評議会の構造、役割等が明確にされている。

(4) 特許法

(概要)

2021 年 5 月に制定された改正特許法は、9 章 56 条からなる。発明、実用新案、意匠についてその保護の手続等を定めている。

職務上の発明等に関しては、発明者と使用者との契約等についての手続規定がある(12.)。特許ライセンス契約についても詳細に定める(51.)。特許で保護された発明、実

²¹ <https://www.ipom.gov.mn/index.php?pid=50> (2022.2.14 最終閲覧。)

用新案または製品意匠の使用に関するライセンス契約は書面で作成され、知的財産管理機関への登録時に発効する。知的財産管理機関は、申請書の受領日から10営業日以内に使用許諾契約を登録するかどうかを決定する(51.2.)。ライセンス契約には、次の制限を設定することができる。①契約の範囲、地域および使用期限。②商品およびサービスの品質の向上に影響を与える条件。③特許所有者または特許権に対する評価を傷つけない旨のライセンス所有者の義務(51.4.)。ライセンス契約には、本法第51.4条で定められたもの以外の制限を設けることなく、当該契約が当事者の公正な競争、貿易および正当な利益を明確に制限する制限を含む場合には、知的財産管理機関はライセンス契約の登録を拒否する(51.5.)。

その他、知的財産の紛争解決に関する規定等が存在する(第8章)。

(5) 商標及び地理的表示に関する法律 (経緯)

モンゴルの現行法は「商標及び地理的表示に関する法律」(Law on Mongolian Trademarks and Geographical Indications)(以下「商標法」という。)という名称で、2021年6月10日から施行されている。商標法は、これまで、以下のように非常に頻繁に法改正が行われてきた。

モンゴルは、1940年から、知的及び創造的労働の成果に係る法的関係について保護を図ってきた。商標の保護に対しては、1944年4月28日、第54回閣議において、「国立工場により創作されたものに付するマーク及び標識について」という政令が公布され、この政令が、モンゴル商標規定の由来となる²²。

1996年12月に制定され、1997年1月から施行された「商標・企業名称法」(全23条)が上記政令の後身となる法律である。しかし、この法律は、施行後6年で廃止となり、2003年5月から「商標・地理的表示に関する法」(全6章。30条)が施行された。しかしながら、同法律も7年後に廃止となり、商標法に関するシンガポール条約や社会経済発展に関連して、2010年に再度商標・地理的表示法が改正された。さらに2010年度版を下敷きにしつつ、2021年度改正が行われた。

(概要)

モンゴル商標法²³は、日本と同じく商標権は登録により発生するという登録主義を採用

²² Шүүхийн Ерөнхий зөвлөл, “Оюуны өмчийн эрх зүй”, 2017 он, УБ, гарын авлага хоёр дахь хэвлэл, 9-12 дах тал [司法協会『知的財産法〔第2版〕』(ウランバートル, 2017) 9-12頁]。

²³ 同法の構成は、目的、商標及び地理的表示に関する法律、法律用語の定義などの総則的

している（12.1.）。また、一商標一出願の原則（6.3.）、先願主義（6.7.）が採用されており、工業所有権の保護に関するパリ条約による優先権主張が認められている。また、審査は、方式審査（7.）と実体審査（8.）の2段階で行われる。さらに、モンゴルにおいては、商標の有効期間（日本法にいう商標の存続期間）は出願日から起算して10年である。商標権者の請求により延長することができる。更新ごとに10年延長される（9.3.）。

商標の更新登録以外に、商標の譲渡による移転登記制度がある。これは、知的財産庁で、商標権の譲渡契約の登記をして商標権者の変更登録をなすことにより、商標権が譲渡されたとみなされる制度である（16.2.）²⁴。

（2021年改正内容）

商標法改正の主な内容（最新改正）について、2010年法律を施行する過程で、いくつかの条項と規定の解釈及び実行に困難が生じ、商標権保護措置が次々にデジタル化されたことに関連して、モンゴルの加盟する工業所有権の保護に関するパリ条約²⁵、TRIPS協定²⁶、商標に関するシンガポール条約²⁷及びモンゴル憲法に適合することを目指し、2021年度の最新改正が行われた。

主に、商標出願の提出、申請書の審査、登録、登録の変更及び記載等の活動、優先日、商標または地理的表示を使用期間に応じて取り消すこと、出願審査中の第三者からの異議申立ての条件などについて改正がなされた。これに以下の内容が含まれる²⁸。

- ①団体商標及び地理的表示に関する法的定義を、TRIPS協定に応じて改正した。
- ②法律で定められた商標登録の拒絶理由には、「登録された地理的表示と同一または類

規定からなる第1章（1～3条）、商標権の保護について規定する第2章（4～11条）、商標権者の排他的権利について規定する第3章（12～18条）、地理的表示の権利保護について規定する第4章（19～25条）、地理的表示の使用者の権利と義務について規定する第5章（26～28条）、知的財産組織について規定する第6章（29～31条）、不服申立、要求及び論争の解決について規定する第7章（32条）とその他（33～34条）からなる全8章合計34条からなっている。

²⁴ 趙勁松著、R&G 横浜法律事務所編『モンゴル法制ガイドブック』（民事法研究会、2014）244-245頁参照。

²⁵ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/paris/patent/chap1.html>（特許庁WEBサイトの訳文。2022.2.14最終閲覧。）

²⁶ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index.html>（特許庁WEBサイトの訳文。2022.2.14最終閲覧。）

²⁷ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/joyaku/shohyo_singapore/index.html（特許庁WEBサイトの訳文。2022.2.14最終閲覧。）

²⁸ <https://vip76.mn/p/75838?year=2021&id=11204>

似していることにより、出所表示に関して消費者を混乱させる」場合、また、商標が「不当に優先権を得ることを目的として登録を申請された」場合、その商標を登録しないという条件が含まれるものとする。

③商標審査を向上させ、商標及び地理的表示の登録後の紛争を防止するために、第三者が商標登録出願中に異議を申し立てることができるように新しい規定が設けられた。

④商標権者の排他的権利には、登録商標と同一または類似する商標を他人が使用した行為により消費者を混同させる場合、その使用行為を停止するよう要求することができる。したがって、登録商標の最初の登録出願日より前に、同じ商品またはサービスに対して同じ商標を公正に使用した者の権利にこの排他的権利が影響を及ぼさない規定が追加された。

⑤モンゴルが締約国である工業所有権の保護に関するパリ条約、および TRIPS 協定に従い、商標権者は、正当な理由がなく、商標を 5 年間使用しなかった場合、その商標の登録を取り消すことができるように新しく規定された。

⑥国際商標登録に関連する問題をめぐって、「国際商標出願においてモンゴルが担当した商標に関する決定は、国際事務局に通知されること、また、中央政府によって審査および定められた請求を確認および証明するために、手数料を支払う。」などの規定が追加された。

⑦商標権者の氏名及び住所が変更されるごとに、商標登録の変更申請を行う必要がある。

⑧地理的表示のユーザーが氏名や住所を変更したり、権利を譲渡したりした場合、地理的表示登録の変更申請を行う義務がある。

⑨商標を周知商標と認定する場合、手数料の支払義務が定められた。

(政令・ガイドライン)

商標規則については、手続規則全般を網羅した一つの法は見当たらず、関連する手続ごとに細分化したルールが存在する²⁹。つまり、いわゆる「商標法」と「商標規則」という二本立てではなく、商標の周知の地位を認定するため規則、商標登録の手順に関するルール、登録の維持や変更に関するルールなどの手続ごとにルールを有している。

例えば、まず、周知商標の認定を得るための手続や指針については、知的財産庁長官の 2014 年 4 月 8 日の第 1 命令により、「商標の周知の地位を認定するための規則 (Rules for Recognizing the Well-Known Status of Trade Marks)」が規定された。この規則は、国際的な保護との適合性を重視し、工業所有権の保護に関するパリ条約 6 条の 1 及び TRIPS 協

²⁹https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/29_1.pdf (特許庁 WEB サイト。平成 29 年度 TRIPS 協定整合性分析調査報告書。2022.2.14 最終閲覧。)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

定 16 条 2 項に基づいて周知性判断の要素を規定している。また、知的財産庁長官の 2021 年 10 月 19 日の第 122 命令により、「商標及び地理的表示の登録申請、審査、登録、登録簿の作成、これらの変更に関する規則」という商標登録の手順に関するルールが規定されている。

4 競争法の概要と整備の状況

(概要)

モンゴル競争法の構成について、モンゴル現行競争法（以下「競争法」という。）は、2010年6月10日に制定され、5章27条からなる。競争法の目的は、市場における事業者の公正な競争を行う環境を構築し、市場の支配・競争に反するあらゆる活動を防止又は禁止し、競争調整機関の法的地位を定義し、それらに関連する関係を規制することである。

競争法の構成は次のとおりである。

第1章 通則（第1条～第5条）

- 第1条 法の目的
- 第2条 競争法令
- 第3条 法の適用範囲
- 第4条 法律用語の定義
- 第5条 自然独占事業者と支配的な事業者

第2章 競争の規制（第6条～第13条）

- 第6条 自然独占事業者の活動に対する調整
- 第7条 支配的な地位の違法な利用
- 第8条 支配的な地位に属する事業者の法人合併とその他法人の株の購入
- 第9条 競争者法人の経営職での勤務に対する禁止
- 第10条 支配的地位にある法人の分割
- 第11条 競争制限に向けた契約及び合意（カルテル）の禁止
- 第12条 競争制限に向けた活動
- 第13条 国家行政機関又は地方団体及び行政機関による競争制限行為の禁止

第3章 公正競争・消費者保護庁の法的地位（第14条～第21条）

- 第14条 公正競争・消費者保護庁
- 第15条 公正競争・消費者保護庁の権限
- 第16条 公正競争・消費者保護庁の会議
- 第17条 公正競争・消費者保護庁の庁長及び議員の任命
- 第18条 公正競争・消費者保護庁の庁長及び議員の権限期間
- 第19条 公正競争・消費者保護庁長の権限
- 第20条 国家審査人の権限
- 第21条 公正競争・消費者保護庁の庁長及び議員又は公務員の保障

第4章 違反行為に対する審査（第22条～第25条）

- 第22条 審査の実施
- 第23条 審査期間
- 第24条 審査により講じる措置
- 第25条 審査活動への支援

第5章 その他（第26条～第27条）

第26条 事業者の役員の権利義務

第27条 法を違反した者に対する責任

（用語の定義）

競争法上、用語の理解が重要である。以下の重要な用語について定義を解説する。

「事業者」とは、モンゴル国に登記され、営利又は非営利事業を業とする法人若しくは法人格のない団体、個人をいう（4.1.3.）。

「競争者」とは、同製品の市場において供給・販売を行っている事業者をいう（4.1.4.）。

「支配的事業」とは、支配的地位を違法的に利用し、その他の事業者の同市場の参入を阻害し、同市場より退出させるため市場に販売している製品の数量又は値段等を調整することにより競争を事実的に制限し、消費者を妨害することをいう（4.1.5.）。

「自然独占をする事業者」とは、当該製品の市場において販売を行っている者が一人だけである場合に限り、平均社会的コストが最も低くなり得るような市場で活動を行っている事業者をいう（5.1.）。

「支配的地位にある事業者」とは、当該製品の市場において単独又は共同し若しくは利害関係者が製造、販売、購入の3分の1以上を支配する事業者をいう（5.2.）。上記に示した割合を満たさないが、その他の事業者を同市場に生み出すことを制限し、同市場から退出できる実力を有する事業者を、製品の範囲や市場地域の範囲や市場集中度、市場支配力などを考慮し、支配的地位にある事業者とみなすことができる（5.3.）。

（自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者が禁止される活動）

競争法第7条では支配的地位にある業者に禁止する活動を定めている。同様の活動は、自然独占の事業者にも禁止している（6.2.）。

①人為的に製品の品不足を引き起こすこと、製造販売の停止又は数量の抑制（7.1.1.）。

②不当に高い製品価格を設定すること（7.1.2.）。

③事業者から、販売に際して追加の条件を要求すること。市場にある製品と同種の製品をその市場価格と異なる価格で販売すること及び不当に製品の販売を拒むこと。ただし、製品価格について、販売区域に応じた実際の輸送コストや、製造者及び供給者の卸売業者及び小売業者に対する報酬の差によって価格差が生じる場合には、適用されない（7.1.3.）。

④他の事業者の市場参入を阻害し又は市場から退出させる目的で、実際のコストを下回る価格で製品を販売すること（7.1.4.）。

⑤経済的又は技術的な正当事由なく、事業関係を結ぶことを拒むこと及び不当な基準を設けること（7.1.5.）。

⑥製品の再販売価格や再販売地域を設定すること（7.1.6.）。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- ⑦製品の販売に当たり、競争者の製品を購入しないことを強要すること（7.1.7.）。
- ⑧他の事業者に対し、製品の製造販売の縮小をもたらす可能性のある条件での販売を要求すること（7.1.8.）。
- ⑨事業者に対し、金融商品、資産並びにその保有する権利及び労働力を自社に移転するよう不当に要求すること（7.1.9.）。
- ⑩競争者に対し、自社との合併、統合、分割及び分離を通じた組織再編を要求すること（7.1.10.）。
- ⑪ある製品の契約書及び合意書にその契約及び合意と関係のない条項を含めるよう要求し、他の事業者と比べて差別的な条件を付けること（7.1.11.）。
- ⑫製品を販売するに当たり、当該製品に含まれない製品を付加すること（7.1.12.）。

（自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者の認定）

自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者の認定手続は2010年第298番政令別紙「自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者を認定する規則」（以下「規則」という。）に基づく。当規則の構成は次のとおりである。

第1条 通則

第2条 自然独占および支配的地位にある事業者の認定

第3条 製品の範囲認定

第4条 市場の地域範囲の認定

第5条 市場集中度の認定

第6条 市場支配力の認定

第7条 自然独占および支配的地位にある事業者の登記・監督

第8条 自然独占および支配的地位にある事業の権利と義務

第9条 責任と紛争解決

ある製品市場における自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者を認定する際、次の要件を考慮する。

- ①製品を消費者に配当するインフラや技術の特徴に応じてその製品を代替できるか否か（規則2.1.1.）。
- ②その製品市場における新事業者の参入に対する経済及び法的な可能性が制限されているか否か（規則2.1.2.）。
- ③その他の要件（規則2.1.3.）。

製品市場における事業者の支配的地位を下記の順位で認定する（規則2.2.）。

- ①製品の範囲認定について、「製品の範囲」とは、代替できる製品のグループをいう（競争法4.1.7.）。

- ②市場の地域範囲の認定について、「市場の地域範囲」とは、その製品を他の市場から購入することが経済的に制限された地域をいう（競争法4.1.8.）。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

③市場集中度の認定について、「市場集中度」とは、市場において事業者が単独及び共同して又は利害関係者が販売する製品の割合をいう（競争法 4.1.9.）。

④市場支配力の認定について、「市場支配力」とは。事業者のその製品の市場に対する影響力をいう（競争法 4.1.10.）。

（法改正の予定）

モンゴル国会 2021 年第 12 番決議別紙「モンゴル国法令を 2024 年までに強化する基本指令」によれば、競争法は 2021 年第四期に完全改正される予定である。しかし、2022 年 2 月現在、競争法改正案は国会に提案されていない。所轄官庁である公正競争・消費者保護庁は、競争法改正案に関する会議や関連機関とのミーティングを行っている状況であるという。

5 投資関連法の概要と整備の状況

(1) 投資法

(概要)

投資法は、2013年10月3日に制定され、同年11月1日から施行された。投資法には、2013年12月から2021年11月まで7回の部分改正が行われた。

(投資法の目的及び関連する用語の定義)

投資法の目的は、モンゴル国における投資家の法的権利及び利益の保護、投資の法的基礎の保障、投資の支援、租税環境の安定化、投資に関する国家機関の権限、投資家の権利義務の規定及びその他の投資に関する関係を調整することである(1.)。

重要な用語は次のとおり定義されている。

「投資」とは、モンゴル国において、収益を目的とした者が資本に投資した、バランスシートに記載された有体及び無体の資産である(3.1.1.)。

「投資家」とは、モンゴル国において投資を行う、外国及び国内の投資家である(3.1.2.)。

「外国投資家」とは、モンゴル国において投資を行う、外国法人及び個人(モンゴル国に永住しない外国人及び無国籍者、外国に永住するモンゴル国民)である(3.1.3.)。

「国内の投資家」とは、投資を行うモンゴル国に登録されている法人及び個人(モンゴル国民、モンゴル国に永住する外国人及び無国籍者)である(3.1.4.)。

「外資系企業」とは、モンゴル国法令によって設立され、法人が発行した株式の総数の最低25%を外国の投資家が所有し、外国の各投資家の投資金額は最低10万米ドル又は、それに相当するトゥグルグである事業体である(3.1.5.)。

「外国法人事務所」とは、委託の基に代表的な事業を行う目的で、外国法人によってモンゴル国に設立された法人資格なき者である(3.1.6.)。

「租税環境」とは、法律に定める租税の分類、それらの税額の計算、課税、納税の法的調整の統合である(3.1.7.)。

(投資法の適用範囲)

投資法は、旧投資法(1993年制定現行投資法の制定により失効。)と異なり、広く民間及び外国人投資家の投資を認めている。

民間投資家の場合、モンゴル国法令で禁止された以外の業界、生産、サービスに対して投資を行うことができる。すなわち、民間投資家に対して投資法の適用範囲が比較的幅広い。

外国国有法人は、次の場合に、許可を取得してモンゴルで投資を行うことができる。ここでいう「外国国有法人」とは、発行した株式総数の最低50%を、海外の国家が直接及び間接的に保有する法人である。投資法によれば、外国国有法人は、鉱業、銀行・金融業、

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

マスコミ・通信の分野で事業を行うモンゴル法人の発行した株式全体の50%以上を保有する場合には許可を受けなければならない。

外国及び国内の投資家は、会社法、法人国家登記法及びその他の関連法令により、国家登記に登録されたときから、モンゴル国において事業を行うことができる。

投資法は次の①から③の分野において適用されない。①「中央政府および地方所有の資本による商品・業務・サービス購買法」の定めに従い、政府機関・公的機関に国家および地方予算の中から行う投資。②国際機関およびNGO、民間企業、営業者の取引の条件なしで供与する寄付・無償援助。③核エネルギー分野に投資（核エネルギー法により調整される。）。

（投資法による投資者への支援）

投資者への支援としては、税制面からの支援と非課税的投資支援という2つ形態の支援があげられる（10.）。

税制面からの投資支援について、投資家に対して、次の①から⑤の支援を行う。①税金免除、②税金減額、③課税所得から控除される減価償却費を加速方法で計算する、④課税所得から控除される損失を将来に転換して計算する、⑤従業員の育成に対する費用を課税所得から控除して計算する。

これらの税金の免除及び減額は、経済自由区において適用される。すなわち、法律により経済自由区と定められた地域において事業を行う場合、最初の5年間について税金を免除することができる。

安定化証明書において次の①から③の租税、税率、税額は、証明書の有効期間内において、安定化される（変動しない）。①企業所得税、②関税、③付加価値税、④鉱物資源の使用税³⁰。

次の①から③の場合、輸入した技術及び設備については、建設中に関税より免除し、付加価値税を「0」までの率額で課することができる。①建築材料、石油、農業加工及び輸出製品の工場を建設する場合、②ナノ、バイオ及びイノベーション技術を含む製品の工場を建設する場合、③発電所及び鉄道を建設する場合（11.）。

投資家に対する税金免除及び減額に関する支援は、租税法により調整される。

投資家に対する非課税的投資支援は、次の①から⑤の形態で行うことができる。①土地を60年までの期間の契約で占有させる又は使用させる、その期間を契約の最初の条件で1回のみ40年までの期間で延長する。②自由区域、生産、技術パークで事業を行う投資家を支援し、登記及び検問体制を緩和する。③インフラ、生産、科学、教育分野での建設プロジェクトの実施を支援する、海外から受け入れる人材や専門家数を増やす、職場料を免

³⁰ ただし、鉱物資源の基本鉱床を利用するために発行された租税安定化証明には、派生鉱床から採掘した資源に対する鉱物資源の使用税が含まれない。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

除する、関連する許可を緩和された手続で与える。④イノベーションのプロジェクトの資金調達を支援する又は、輸出向けのイノベーション製品の生産の資金調達を保証する。⑤モンゴル国に投資した外国人投資家及び彼らの家族に、モンゴル国にマルチビザ及び在留許可を、関連する法令により発給する。

非課税的投資支援は、土地法、自由区域法、生産技術パーク法、イノベーション法、外国への人材の送出し及び外国からの受け入れ法、その他の関連する法令で調整される。

(税率及び税額の安定化)

投資法により投資者に対して、安定化証明書を発給することで、投資プロジェクトを実施する法人の納める税率及び税額を安定化させる (13.)。

「税率及び税額の安定化」とは、安定化証明書の有効期間内に、租税法における企業の所得税、関税、付加価値税、鉱物資源の使用税の税率、税額が軽減された場合、安定化証明書を保有する者に対してそれが適用され、増加した場合、その改正が適用されない制度である。

「税率及び税額の安定化証明書」とは、投資法に定める要件 (表 1、表 2 を参照) を満たす投資を行う法人に対して、この法律に定める租税及び税率、税額を安定化する目的で権限を有する機関により発給する証明書 (以下「安定化証明書」という。) である。安定化証明書は、発給された日より効力を有し、その証明書の有効期間内に税率及び税額が安定化される。

投資プロジェクト実施及び管理形態により、安定化証明書を次の①、②の者に対して発給する。①投資プロジェクトを1つの法人が実施する場合、その法人。②投資プロジェクトを利害関係のある2つ及びそれ以上の法人が実施する場合、それらの親会社。ただし、タバコ、アルコール飲料の生産、輸入、販売事業においては、税率及び税額が安定化されない。

安定化証明書を発給する要件及び期間について、安定化証明書を申請する投資家はビジネス計画、技術的・経済的裏付けに定められた投資全体の規模が下記の表に指定された規模に達していなければならない。下記の表に指定された規模が産業分野や地域又は期間により異なる。

表 1. 鉱業生産、重工業、インフラの分野において

投資金額 (単位 : 10 億 MNT)	安定化証明書を発給する期間 (年)					投資完了期間 (年)
	ウランバートル市地域	中央地域 (ゴビスンベル、ドルノゴビ、ドントゴビ、)	ハンガイ地域 (アルハンガイ、バヤンホンゴル、ブル)	東地域 (ドルノド、スフバートル、ヘンテイ)	西地域 (バヤンウルギー、ゴビアルタ)	

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

		ダルハンオー ル、南ゴビ、セ レンゲ、トゥ ブ)	ガン、オルハ ン、ウブルハ ンガイ、フブ スグル)		イ、ザブハン、 ウブス、 ホブド)	
30-100 未満	5	6	6	7	8	2
100-300 未満	8	9	9	10	11	3
300-500 未満	10	11	11	12	13	4
500 以上	15	16	16	17	18	5

表 2. 鉱業生産、重工業、インフラ以外の分野において

投資金額（単 位：10 億 MNT)	安定化証明書を発給する期間（年）					投資完了期間 （年）
	ウランバート ル市地域	中央地域（ゴ ビスンベル、 ドルノゴビ、 ドントゴビ、 ダルハンオー ル、南ゴビ、セ レンゲ、トゥ ブ)	ハンガイ地域 （アルハンガ イ、バヤンホ ンゴル、ブル ガン、オルハ ン、ウブルハ ンガイ、フブ スグル)	東地域（ドル ノド、スフバ ートル、ヘン テイ)	西地域（バヤ ンウルギー、 ゴビアルタ イ、ザブハン、 ウブス、ホブ ド)	
10-30 未満	5-15	4-12	3-10	2-8	5	2
30-100 未満	15-50	12-40	10-30	8-25	8	3
100-200 未満	50-100	40-80	30-60	25-50	10	4
200 以上	100 以上	80 以上	60 以上	50 以上	15	5

以下のプロジェクトを実施する投資家には、安定化証明書の期間を上記に指定された期間を 1.5 倍に延長して発行する。①場所・分野を考慮せずに、社会・経済の持続的発展に特に寄与する輸入に代わる、輸出品を生産する、または技術的・経済的な裏付けが証明された日の中央銀行の公定歩合により 5,000 億 MNT を超える規模の投資を行う、準備に 3 年以上必要とするプロジェクトの場合。②上記表 1、2 および法律に定めた自然環境アセスメントを実施し、安定した雇用を生み出し、先進技術を導入するという基準（16.1.）を満たした投資法人が付加価値を付けた加工生産業を営み、主力製品を輸出している場合。

(投資契約)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

内閣は、5,000 億 MNT を超える金額で投資を行う投資家と、彼らの出した申請により、事業環境を安定化する目的で、投資契約を締結する。モンゴル国総理大臣の決定によって、権限が与えられた大臣が、投資家と投資契約を締結する。投資契約は、上記表 1 及び表 2 に定める期間以上の期間で締結することができる。

投資契約には、この法律に定める投資家に関する法的保障として、租税環境の安定化又は金融支援を与える事項を記載することができる。5,000 億 MNT を超える金額で投資を行う安定化証明書を保有する法人は、申請する場合、投資家との間で投資契約を締結することができる。

(2) 有価証券市場法

(概要)

有価証券市場法は、2013年5月24日に制定され、2014年1月1日から施行された。
有価証券市場法は9章90条からなる。有価証券市場法の構成は次のとおりである。

第1章 通則 (1条~4条)

第2章 有価証券の発行及び取引 (5条~21条)

第3章 全株式又は支配株式の購入 (22条~23条)

第4章 規制された活動

第1節 通則 (24条~26条)

第2節 規制された活動を業とする法人に対する許可発行及び登記 (27条~34条)

第3節 専門家に対する許可発行 (35条)

第4節 規制された活動の種類 (36条~51条)

第5節 会計及び監査 (52条~54条)

第5章 有価証券市場の情報 (55条~60条)

第6章 有価証券市場の規制

第1節 有価証券市場における国家規制 (61条~68条)

第2節 有価証券市場における自主規制機関 (69条~75条)

第7章 有価証券市場における禁止活動

第1節 内部情報保有者に対する禁止活動 (76条~79条)

第2節 市場濫用 (80条~81条)

第8章 有価証券市場の監督及び審査 (82条~87条)

第9章 その他 (88条~90条)

モンゴルには特別法として有価証券取引法典がなく、有価証券取引に関する関係は、有価証券市場法により規制されている。

(法の適用範囲)

有価証券市場法は有価証券の発行、取引、登記、決済、保管、その他の規制された活動を営業することに関する関係を規制する (3.1.)。

資産担保証券の発行及び取引に関する一般的な関係が有価証券市場法により規制され、詳細な関係は「資産担保証券法 (2010年)」により規制される (3.2.)。

コモディティ・金融派生商品の発行及び取引に関する一般的な関係は、有価証券市場法により規制され、詳細な関係は各個別法により規制される (3.3.)。ただし、モンゴルにはコモディティ・金融派生商品に関する特別法がまだ存在しない。

有価証券の専門投資活動を業とすることに関する一般的な関係は、有価証券市場法により規制され、詳細な関係は各法により規制される (3.4.)。特別法として「投資ファンド法 (2013年)」があげられる。政府による有価証券の発行及び取引に関する関係は「債務

運営法（2015年）」により規制される（3.5.）。

（所管機関）

有価証券市場に対する国家規制及び監督を実行させる機関は「モンゴル金融規制委員会
である（62.1.）。金融規制委員会に関する関係は「金融規制委員会の法的地位法（2005
年）」により規制される。

有価証券市場に対する金融規制委員会の権限は次のとおりである。

- ①有価証券に関する法令の強化に関して法案を作成し又は関連する法令の実行を担当する（63.1.1.）。
- ②有価証券に関する法令実施のため、有価証券市場における主体に対する規則等を定め、遵守させる（63.1.2.）。
- ③有価証券市場の発展に関する政策を作成し、関連機関により決定する（63.1.3.）。
- ④有価証券市場に公正かつ効率的な競争及び公示性を構築するために必要とされる措置を講じる（63.1.4.）。
- ⑤規制された事業活動に対する許可要件を定め、許可を発行、延期、停止、更新、無効とする（63.1.5.）。
- ⑥有価証券市場に監査又は財産鑑定及び法律コンサルティング法人を登記する、その登記を削除する（63.1.6.）。
- ⑦規制対象者と顧客との締結する契約の約款を定める（63.1.7.）。
- ⑧規制対象者の活動を監督し、その審査によって違法行為を阻止するために義務又は責任を課す（63.1.8.）。
- ⑨規制対象者の役員に任命される候補者が適切な者であるか否かを判断し、その者を承認し又は不適切である場合解雇する（63.1.9.）。
- ⑩モンゴル領土において公開し、取引する国内及び外国の有価証券発行者による有価証券及び金融派生商品の登記又は市場における取引の許可発行及び差止め、停止、登録の削除を判断する（63.1.10.）。
- ⑪自主規制機関及び規制対象者の活動に対する規則・決定を定める（63.1.11.）。
- ⑫投資ファンドの活動に対して規制又は監督する（63.1.12.）。
- ⑬支配株及びそれ以上の株の購入申込みに関する規則を定める（63.1.13.）。
- ⑭非公開市場における活動に対する規則を定め、それを実行させる（63.1.14.）。
- ⑮有価証券市場の参加者の法的権利を保護に対する環境を構築する（63.1.15.）。
- ⑯場合によっては有価証券保有者を代理し、その者の権利のため委任状なしで訴訟を提起する（63.1.16.）。
- ⑰外国の権限ある規制機関及び国際機関と共同し、情報交換又は相互に協力する（63.1.17.）。
- ⑱有価証券市場における専門機関が定めた手数料の減額案を提案し、この案を認めない

場合、手数料を定めた決定を無効にし、この旨を公示する（63.1.18.）。

（モンゴルにおける外国籍法人による有価証券の発行）

外国の取引所に登記された法人は、金融規制委員会からの許可によりモンゴルの取引所に登録し、有価証券を取引することができる（18.1.）。モンゴルに有価証券を発行する又は取引する外国法人が遵守すべき規則は金融規制委員会が定める（18.2.）。

外国の取引所に登録された法人がモンゴルにおいて有価証券を発行する場合、その有価証券の説明書に、初めて登記された国とモンゴル国法令の相違点について、そして、それによって有価証券保有者に生じ得る危険又は権利行使に関する条項を記載しなければならない（18.3.）。金融規制委員会は、モンゴルにおいて有価証券を発行できる外国の発行者に対する要件又は外国の取引所リストを定める（18.4.）。

上記の金融規制委員会が定める規則は、金融規制委員会の2018年第19決定別紙「外国の取引所に登録された法人がモンゴルにおいて有価証券を発行する、モンゴルの取引所に登録された法人が外国において発行する有価証券に関する規則」である。

外国の取引所に登記された法人がモンゴルの取引所に登録する手続は、金融規制委員会の承認により各取引所が定める（18.5.）。

6 特別な契約法の概要と整備の状況

(1) 労働法

(概要)

現行労働法は、2021年7月2日に制定され、2022年1月1日から施行された。

労働法は、1999年に制定されてからこれまでに24回改正されているが、2021年改正はこれまでで最も大きな改正となった。

(特徴)

以下の特徴は、2021年改正によりこれまでの労働法から大きく変更された部分である。そもそも、モンゴル労働法の特徴として引き継がれている子を持つ親への保護規定、有給休暇に関する特徴的な規定、賃金支払が月2回であるといった特徴的な規定等については、ここでは触れない。

- ・ハラスメントの阻止。苦情申立手続を定める (7.3.)。
- ・業務委託契約等について、労働契約とみなされうる (41.3.)。
- ・労働者に関する情報保持のための手続を定める (45.1.)。それを閲覧可能にする (45.2.)。
- ・契約書の写しの労働者に対する交付義務あり (48.1.)。
- ・書面不交付の罰則あり (48.4.)。
- ・労働契約書の記載事項の定めあり (49.)。
- ・期間の定めのある労働契約であっても、2年で無期転換する (50.4.)。
- ・時間外労働等命令を拒否する権利がある (54.1.2.)。
- ・副業ができる (57.1.)。
- ・退職した場合、使用者の雇用関係に関する情報請求できる (83.7.)。
- ・労働時間記録義務 (84.5.)。
- ・同一労働同一賃金の原則 (102.1.1.)。
- ・パートタイム労働者の賃金が、同時間分のフルタイム労働者の賃金を下回らないこと (111.1.)。なお、パートタイム労働者は正社員と同じ権利義務を持つ (66.4.)。
- ・給与支払日が祝祭日の場合、前倒し支給義務 (104.2.)。
- ・就業規則作成義務 (122.1.)。閲覧可能にする義務 (122.2.)。
- ・解雇・懲戒事由を就業規則に明記する義務 (122.2.)。
- ・妊娠中、3歳未満の子を持つ片親は解雇不可 (135.)。出張原則不可 (141.1.)。
- ・母乳、育児のための休憩の追加 (136.)。母乳休憩のための個室の準備 (136.3.)。
- ・父親への新生児有給休暇10日間 (137.5.)。
- ・25人以上を雇用する使用者について、障害者雇用義務 (144.2.)。

(労働時間規制)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

労働法の改正により、労働時間規制が次のとおり以前よりも厳格になっている。

- ・最大1週56時間、1日12時間（原則。84.4.）。
- ・パートタイム労働者は、最大1週32時間（86.1.）。
- ・シフト労働者は最大1シフト12時間（87.2.）。連続シフト勤務の禁止（87.4.）。この場合で1週40時間を超える場合、追加の賃金支払義務あり。
- ・22時～6時が夜間労働（88.1.）。夜間勤務を連続することの禁止（88.2.）。
- ・労働時間の統合制度あり（労働時間規制の例外。90.）。ただし、各会計期の通常の労働時間（1週40時間、1日8時間）の合計を超えられず、たとえば残業時間が日常的に多い場合には、労働時間規制の例外規定を適用することは不可能。
- ・休憩時間と食事休憩時間は、就業規則で定める。昼休憩（食事休憩）時間は、最低1時間（94.3.）。食事休憩を与えられない場合、労働時間中に食事させる義務がある（94.4.）。

（使用者に新たに生じる権利等）

労働法改正によって使用者側に新たに認められた権利は以下のとおりである。

- ・以前の使用者から、職務記述書を入手できる（51.）。
- ・副業をする場合、労働者に通知義務を負わせる（57.1.）。一定の場合副業許可が必要（57.2.）。
- ・合意により、最大3年間、配置転換をさせることができる（59.）。
- ・特別な条件の労働契約を締結する場合、労働者に競業避止義務を設定できる（72.1.）。ただし、1年を超えられない（72.3.）。給与の50%以上の保障を支払う義務あり（72.4.）。
- ・研修する労働者について、労働者都合の退職による研修費用の返還請求権あり（73.4.）。
- ・守秘義務に関する契約締結が可能（74.）。
- ・懲戒処分ができる。処分は、公開の戒告、非公開の戒告、減給、降格、懲戒解雇の5種類（123.2.）。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(2) 消費者保護法

(概要)

消費者保護法は、2003年12月26日に制定され、2004年1月5日に施行された。消費者保護法は5章21条からなる。

消費者保護法の構成は次のとおりである。

第1章 通則 (1条～4条)

第2章 消費者の権利 (5条～11条)

第3章 製造者、売主、請負人の義務 (12条～15条)

第4章 消費者保護の運営及び管理 (16条～20条)

第5章 その他 (21条)

モンゴルには特別法としての消費者契約法典がなく、消費者との契約が民法および消費者保護法により調整されている。

(用語の定義)

「消費者」とは、商品及び役務を製造かつ事業の目的なしで、個人及び家庭の利用のみのため購入、注文又はサービスを受ける個人をいう (3.1.1.)。

「売主」とは、事業体の形態を問わず消費者に対して商品又は役務を提供する企業、機関、個人事業者又は個人をいう (3.1.2.)。

「製造者」とは、事業体の形態を問わず、消費者に対して購入のための商品を生産する企業、機関、個人事業者又は個人をいう (3.1.3.)。

「請負人」とは、事業体の形態を問わず、消費者に対して有料または無料で役務を提供する企業、機関、個人事業者又は個人をいう (3.1.4.)。

(消費者の権利)

消費者保護法は、消費者の権利として、以下のものを定める。

①品質及び安全性のある商品又は役務を提供させる権利

・消費者は、関連機関により定めた基準及び法令又は契約により定めた品質及び数量又は安全性に適する商品又は役務を提供させる権利を有する (5.1.)。

・消費者は、保障及び利用期間内に商品の安全性に関する権利を有する (5.2.)。

・法律に別段の定めがない限り、長期間利用する商品に対して保証期間を定めていない場合、消費者は当該商品を受領した時から6か月間の保証期間の権利を有する (5.3.)。

・消費者は、商品及び役務の品質及び安全性の基準が満たさないことにより、消費者の生命、健康、財産又は環境に対する不法行為によって生じた損害に関し、民法に基づき加害者に対して損害賠償請求権を有する (5.4.)。

・消費者は、品質基準を満たさない商品又は役務により侵害された権利を、消費者保護機関を通じて保護させることができる (5.5.)。

・消費者は、商品に関する書面、許可及び許可を発行した機関の品質又は安全性についての鑑定書を閲覧することができる（5.6.）。

②製造者、売主、請負人の帰責性による損害に対する消費者の請求権

・消費者は、商品に物的又は権利の瑕疵を発見した場合、契約に定めた期間内、又はその期間を定めていないときは直ちに、損害賠償を請求することができる（6.2.）。

・物的瑕疵のあるものを提供した売主に対して民法 254 条に掲げる権利（再履行、代金減額、受領拒絶、契約解除の各権利）を行使することができる。（6.3.、6.4.）。

③商品に対する情報を得る権利

消費者は、商品選択に必要とされる真の情報を得る権利を有する。製造者は以下に掲げる情報を提供しなければならない（7.2.）。

- ・製造者の名称、住所又は商品コード
- ・商品の利用目的及びその性質
- ・商品の素材、保全及び使用方法
- ・商品の名称及び種類、価格
- ・商品の数量及びその測定単位
- ・商品の保証及び使用期間
- ・商品の正しい使用方法の説明

（製造物責任）

モンゴルにおいては、製造物責任が認められないとされることがあるが、消費者保護法及び民法により、一定の範囲で消費者側からの製造物責任の追及が認められる。

製造業者に限らず、供給者、販売者が製造物の安全性を確保しなかったことにより消費者の健康、財産、環境に生じた損害を賠償する責任を負わせ、侵害された権利を回復させることが消費者保護法の原則となっている（12.6.）。

万が一、損害が生じた場合、民法上の不法行為による損害賠償の定めによる（5.4.）。

民法 512 条は、「製造物、業務サービスの欠陥による損害賠償」について定めている。

民法 512.1 条は、「質の悪い製造物の製造業者は、被害者と契約上の関係があるか否かに関わらず、当該製造物により生じた損害を賠償する。」としており、免責事由として、「①製造物を販売の目的で製造しなかったこと、②販売の目的で製造し引き渡した際に、当該製造物は他人に損害を与える状況ではなかったことを証拠により証明できたこと、③製造物に欠陥があったが、製造し引き渡した際に、標準、基準に適合していたこと、④製造物を製造した後、引き渡す時点における科学、技術の程度によっては、その欠陥を認識することができなかったこと、⑤製造物の保管または利用基準に違反したことによって損害が生じたことを、その売主または製造者が証明したこと。」と定めている。

これらの規定からは、過失の立証責任の転換が法律上定められており、モンゴルにおいても、一定の範囲で製造物責任と同様の消費者保護が図られているといえる。

(消費者保護問題を所管する機関)

モンゴルにおいて消費者保護を所管する主要機関は公正競争・消費者保護庁である。つまり、公正競争・消費者保護庁は不正な競争を防止することと、消費者保護を図る2つの大任務を果たしている機関である。

公正競争・消費者保護庁は、消費者保護に関する次の権限を有する。

- ・消費者保護に関する政策及び法令の実行を全国に管理し、その実現に対する監督や統計を行う (16.1.1.)。

- ・消費者が市場から自分の需要に応じて、安くて安全な一定品質の商品を選択する状態を強化するため、公正競争を支援する措置を講じる (16.1.2.)。

- ・消費者保護に関する法令の実行を監督し、国家専門監督機関と共同し審査を行い、情報及び広告を行うなどの活動を消費者保護の一般社団法人に契約に基づいて実行させ又はそれを支援する (16.1.3.)。

- ・消費者の生命及び健康、財産又は環境に損害を及ぼす可能性のある商品及び役務を製造した又は提供した個人又は法人に対し責任を科すことを所管する機関にそのことを通知し、その製造や提供を停止する提案を関連機関に提出する (16.1.4.)

- ・商品の品質及び安全性につき認定された研究所による鑑定書を発行する (16.1.6.)。

- ・消費者の権利に対する重大な侵害につき理由ある公的な警告を受け取ったにもかかわらず、それに関する措置を講じなかった役員に対する責任を科す提案を、担当する管理機関に提出する (16.1.7.)。

7 その他

(1) 個人情報保護法

(概要)

2021年5月、政府は、個人情報保護法案、公共情報法案、サイバーセキュリティ法案、電子署名法案、暗号資産サービス提供者に関する法案といったセット法案を国会に提出した。これらは、同年12月17日の国会においてセットで可決され、2022年5月1日から施行されることとなっている。

しかし、上記のセット法の可決された最終版は、2022年2月18日現在、官報等にて公開されていない。したがって、正確な法律の内容は現在不明である。

したがって、個人情報保護法の成立前の法律案の段階の内容について概説する。

(経緯)

個人情報保護法が制定される以前、モンゴルでは、個人秘密法を除いて、個人情報に関する法律はなかった。個人秘密法では、個人の秘密と定められた以下の4つの情報のみを保護している。それは、①レター及び個人関係の情報、②個人の健康情報、③財産情報、④家族関係情報である。

しかし、情報技術の発展に伴い、国家機関に限らず、サービス業、銀行業、IT業をはじめとする民間機関での個人情報収集に関する、個人情報保護の問題が注目を集めてきた。これに対し、政府は個人情報保護法案を作成し、2021年5月に国会に提出したものである。

本法案の目的は、個人情報の収集を監督し、目的以外使用の禁止、公共的施設における防犯カメラや録音システム以外の公衆トイレ、カラオケ、ホテルの客室、試着室等における動画及び録音システムの設置等の禁止などの規定が含まれている。

(内容)

個人情報保護法案は8章、32条の法案である。その主な内容は以下のとおりである。

①個人情報の定義

法案において、現行の個人情報秘密法と異なり、個人情報、生体情報（生体認証）、遺伝情報、健康、各種書式、個人関係、財産情報の定義を定める。

また、①それぞれの情報には、どのような情報が含まれるか、②それぞれの情報をだれが所有し、どのように作成し、使用するかについて、詳細を定める。

②法律の適用範囲

法律の適用範囲について、個人情報の収集、作成、使用に関する関係に制限を設ける。ただし、個人が自己及び家族構成員に必要な情報の収集、作成、使用及び個人が自分で所有、占有、利用している動産及び不動産を保護する目的で録音や録画機械を設置し、その目的で自己の生体認証を使用等する場合には、本法を適用しないことを定め

る。

③個人情報の収集、作成、利用について

個人情報の収集において、情報の所有者から承認を得または法律に定める理由で個人情報を収集することについて定める。また、情報所有者を確定できない状態にして歴史、学術、文化などの作品を作り、統計の目的で個人情報の収集、作成、使用するための規定を設ける。情報所有者が死亡した場合の情報の収集、作成、利用及び削除について定める。

④情報管理者について

情報管理者である情報収集者の、情報所有者に対する責任を定める。

情報管理者が個人情報の安全保護措置及び情報所有者に対する情報収集、作成、使用に関する通知義務を負うことを定める。

⑤個人情報の管理監督

個人情報保護の権限がある組織を定め、法律実施のために担当する任務を確定する。人権国家委員会が監督することを定める。

⑥録音及び録画について

録音及び録画機械を設置する場合、そのシステムの基準、設置禁止場所、管理監督について定める。例えば、公共的施設における防犯カメラや録音システム以外の公衆トイレ、カラオケ、ホテルの客室、試着室等における録画及び録音システムの設置等の禁止などの規定が含まれる。

⑦不服申立

情報所有者の不服申立について、行政一般法に従い、人権国家委員会及び裁判所に訴えることを規定する。

(2) 土地法

(土地法に関する問題)

土地法は土地の所有権、占有権、使用权とその規制を定めるが、特に、占有権については、日本の占有権とは概念が異なり、また、使用权という物権も日本にはないものである(類似するものとして地上権)。

以下では、筆者が受ける法律相談等で、よくなされる質問について、質疑応答の形式で土地法およびその他土地利用に関する規制について概説する³¹。

Q 1 外国投資企業が、事業を開始するにあたり、土地の上に倉庫を建てようと思います。

Q 1 - 1 土地の利用方法としてどのようなものがありますか？

A 1 - 1 次の種類の利用方法が土地法に定められています。

①所有権(日本の所有に類似)

モンゴル国民(自然人のみ)権利取得可能。譲渡・相続可能。

②占有権(日本の地上権に類似)

モンゴル国民と外国投資法人を除くモンゴル法人のみ権利取得可能。譲渡・相続可能(30.2)。期間制限あり。更新あり。期間は15-60年間。1回の更新期間は40年以下(30.1)。利用料支払義務あり。

③使用权(日本の登記された土地賃借権に類似)

土地所有者または占有者との間での土地使用権設定契約と、国の許可により使用权取得可能(土地法3.1.4、6.3)。外国投資法人のみ権利取得可能(3.1.8、6.3)。所有・占有と異なり、強制収用等の場合の補償はない(43.6)。使用权設定期間は、土地法に従って、特別な目的、期間、条件のために土地使用権を与えられ、その期間は政府によって決定される(44.5)。利用料支払義務あり。

管轄当局の許可なしに、外国人、無国籍者または法人に対し土地を賃貸するモンゴル国民、事業体または組織の土地占有および使用契約を終了させ、使用中に生じた損害は補償される(44.9)³²。

³¹ 以下のQ & Aの記述は、2021年度に在モンゴル日本大使館主催でモンゴル国において実施したウェビナーにおける、筆者の講義レジュメを一部参照した。

³² 実際には、土地占有者との間で土地リース契約を締結し(債権契約)、そのまま使用权設定登録せずに土地を賃借するという運用をしている(外国投資)企業が多数存在すると思われる。土地法上明らかに違法であるが、土地法上の理解不足が原因であると思われる。

(所有権、占有権、使用権のイメージ)

土地所有権 (外国投資法人)	
土地所有権 (モンゴル国民)	土地占有権 (モンゴル国民・モンゴル法人)

Q 1 - 2 利用方法ごとの土地利用の期間はどのようになっていますか？

A 1 - 2 利用方法ごとの土地利用の期間は次のとおりです。

①所有権

無制限。

②占有権

15-60年。1回の更新あたり、40年以下と設定できる。更新回数は無制限。

③使用権

土地所有権の期間については、A 1 - 1で示したとおり、土地法には明記されていません。使用権取得には、①所有者または占有者との間で土地賃貸契約をすること、②使用について国の許可を得ることが必要です。そこで、土地賃貸契約において契約期間を定めることとなりますが、そこでは以下の関係法令の定めが問題となります。

① 投資法

60年の期間制限及び、1回のみ、40年までの期間延長（投資法 12.1.1.）

12.1.1. 契約に基づき、土地を最長 60 年間占有させて利用させ、契約の当初の内容に従い、1 度だけ、40 年間まで延長することができる。

つまり、最大 100 年間の土地賃貸権設定契約が可能です。

② 民法の土地賃貸権

土地賃貸権について、民法の賃貸借期間が問題となります。

民法上の契約期間は、何年でも構いません。しかし、10 年以上の期間を定めた場合、猶予期間において、いつでも解約できます（民法 293.1.、293.2.）。

以上から、土地所有権の期間は、投資法 12.1.1 により、最長 100 年と考えられます。

期間の定めをしない場合には、民法 293.2.により、10 年経過後にはいつでも当事者は契約を解除できることとなります。

結局、期間の定めを行わないよりも、投資法に基づく最長期間を定めるほうが使用権者に有利であるという結論となります³³。

³³ ただし、実際の運用については、5 年間の土地所有権が設定され、5 年ごとに更新されるという運用が一般的であるとされる。この点、投資法で、更新が 1 回とされていることとの整合性が問題となるが、明らかではない。

Q1-3 使用権を取得するとして、突然追い出されるようなことはないでしょうか？

A1-3 以下のような事情により、使用権が消滅する場合があります。

① 使用許可の取消処分

担当機関による土地使用許可の取消処分がなされた場合、当然に使用権は喪失します。

② 使用権の基礎となる所有権、占有権の喪失

使用権の基礎となる所有権者、占有権者が当該権利を喪失した場合、それらの権利上に
成立している土地使用権は、消滅すると考えられます。

③ 使用権設定契約の解除、契約期間満了等

使用権設定契約（土地賃借契約）の解除、期間満了等により、使用権は消滅します。

Q1-4 それでは、土地から突然追い出されることを防ぐ方法はないでしょうか？

A1-4 原則として、追い出されることはないはずですが、以下の場合には、使用権が取
り消されます。

使用権者の税法違反、申請書類の誤りの場合に以外には、終了されません。しかし、使用
権の基礎となる占有権が失われる（47.1.）、土地収用などがなされるような場合には、所有
権または占有権の喪失に伴って、使用権が消滅する場合があります（44.10.）。なお、土地収
用等の場合の補償は、土地を使用する国民、事業体および組織には適用されません（43.6.）。

Q1-5 そのとき、土地上の建物等も撤去を求められるのでしょうか。

A1-5 はい。

土地使用権の終了にともない、法律で別段の定めがない限り、その物の土地上の財産の使用
権も消滅しますので、撤去を求められることとなります。なお、占有権に関しても同様で
す（49.1.）。

Q1-6 所有権、占有権、使用権の譲渡（売却）はできますか？

A1-6

①所有権 できます（3.1.2.）。

②占有権 できます。占有権者変更の許可が必要です（38.）。

③使用権 事実上可能ですが、名義変更手続ではなく新規の使用許可申請をすることとな
りますので、譲渡人と譲受人間の契約にすぎません（使用権の譲渡については明文なし）。

Q2 住居や店舗を借りていて、大家に出て行ってくれと言われることが多い。このとき、
どうしたらトラブルを防げるのか？

A2 住宅の場合、その賃貸人等によって必要になった場合には、賃貸借契約は終了できま
す（294.2.2.）。店舗については、そのような規律はありません。

(最近の法改正に関する情報)

土地法の改正案が2021年の秋国会に提出され、以後も継続審議中である。

この改正案が成立すれば、アパート所有者の敷地に関する規制がより明確になると考えられる。

改正案の概要は、次のとおり。

- ① 行政機関、国有法人が土地を占有、利用または他人に移転する場合、政府の許可によるものとする。
- ② 総合住宅の土地を住民が共同所有できるようにする。
- ③ 未完成建物の登記を禁止する。

その目的は、次のとおり。

①により、国家の土地利用について監督することができることとなる。②により、アパート管理組合の土地使用权に基づいて使用されていたアパート用地が、個人の区分所有となることで、アパート所有者の権利関係を確保することができる。ただし、外国人がアパートを所有している場合、憲法上外国人による土地所有が禁じられていることから、その調整が問題となる。③について、モンゴルでは建築途中のアパートを未完成建物として登記し、銀行等から借入れを行いまたは建前段階でアパート区画を販売して建築資金を賄うことが多くみられるが、未完成建物の建築が途中で中止されるようなことも多くみられ、問題となっている。未完成建物登記を禁じることで、このような問題を解消することができるとされる。